

平成18年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年6月19日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員
 1 番 西本 俊吉 2 番 矢野 隆行
 3 番 梶山 幾世 4 番 内田 聡史
 5 番 奥村 治男 6 番 藤村 洋二
 7 番 本田 章紘 8 番 三和 郁子
 9 番 鈴木 市朗 10 番 田中 良隆
 11 番 藤下 茂昭 12 番 中島 一雄
 13 番 田中 孝嗣 14 番 中田 幸子
 15 番 小島 進 16 番 川口 東洋
 17 番 野並 享子 18 番 小菅 六雄
 19 番 原田 薫 20 番 田中榮太郎
 21 番 林 克 22 番 荒川 泰宏
 23 番 河野 司
 24 番 秦 眞治
 不応招議員
 出席 議員 応招議員に同じ
 欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 清嗣	総 務 部 長	北口 守
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都 市 建 設 部 長	島村 平治
環境経済部長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	田中 正二	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	三上 秀子
都 市 建 設 部 次 長	堤 文男	環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉
教 育 部 次 長	船橋 登志夫	教 育 部 次 長	馬場 豊

広報秘書課長 富田 久和 総務課長 中島 宗七

企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹 事務局次長 井狩 重則

書記 川崎 和美 書記 荒川 貴之

議事日程

第1 諸般の報告について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付いたしました文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第14番、中田幸子君、第15番、小島 進君を指名いたします。

(日程第3)

議長（荒川泰宏君） 日程第3、一般質問。

16日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次質問を許します。質問にあたっては簡明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第8号、第2番、矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） おはようございます。2番、矢野隆行でございます。私は3点にわたって質問いたしたいと思っております。

はじめに、防災の取り組みについてでございます。

防災防犯特別委員会でする5月15、16日と愛知県の春日井市と名古屋市に視察研修に行つてまいりました。本当にすばらしい取り組みを早くからされております。研修にあつてはすばらしい研修にもなりました。

本市におきまして、湖南広域行政組合予防条例が改正され、新築の住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けされました。住宅火災から大切な命を守るためであります。先月も、大阪の方で住宅火災で幼い子ども3人が亡くなりました。両親が出かけておられ、その間の火災で、子ども3人が逃げ遅れ、折り重なるように煙を吸い亡くなるという悲惨な火災でありました。

さて、本市におきまして、ほとんどの住宅にまだ設置がされていないと思ひます。先日、通所介護支援事業所ぬくもりの家 小南とNPO花園さいかい荘をお訪ねして、この住宅用火災警報器等の設置の話聞いてきました。予算がなくてまだまだ取り付けはできないとのことであります。

そこで質問いたします。

1、本市におきまして、この予防条例をどのように市民の皆様へに推し進めていかれるのか、見解を伺ひます。

2、通所介護施設でまだ設置されていない事業所への指導はどのように考えておられるのか、見解を伺ひます。

3、本市の特別養護老人ホーム、通所介護支援事業所等の防災訓練はどのように計画されておられるのか、見解を伺ひます。

次に、子育て支援についてお伺ひさせていただきます。

本市におきまして、子育て支援センターがきたの保育園にできまして、多くの方が利用されております。早くからの取り組みで本当にすばらしいことだと思ひます。また、子育て

て支援の柱である児童手当の支給対象年齢が、小学校3年終了前までから小学校6年終了前までに拡張されました。所得制限も夫婦と子ども2人のサラリーマン世帯の場合、年収780万円から約860万円に、また自営業の場合約596万円から約780万円と緩和されました。これにより、現在約85%の支給率が約90%にまで拡大され、支給対象児童数は新たに全国で380万人にふえ、約1,370万人に達しました。支給額は第1子と第2子が月額5,000円で、第3子以降は月額1万円で行行のとおりであります。

児童手当は公明党の提案で自治体の制度としてスタートし、1972年に国の制度に、その後も一貫して制度拡充を推進し、連立政権参加後は今回で4回目となる拡充を実現してきました。この7年間で支給対象児童を5.4倍に拡大させることになりました。なお、現在児童手当が支給されている家庭には継続して小学校6年終了まで支給されますが、現在小学校5年生から6年生の児童がいる家庭や、所得制限緩和で対象となる家庭などは申請が必要であります。

中小企業支援といたしましては、子育てのための休暇などを積極的に取得されるよう、中小企業には助成金を支給する制度が始まります。少子化対策には、子育てしやすい社会環境の整備が欠かせません。しかし、大企業に比べ中小企業の取り組みは遅れ気味なのが現状であります。このため、仕事と子育てが両立しやすい中小企業を国の支援で育てていこうというのが今回の新しい制度であります。

そこで質問いたします。

1、幼児ゼロ歳児から2歳児の一時預かりをしみんふくし保育の家、きたの保育園で計画的に受け入れをしていただいておりますが、母親が病気等で緊急のときの受け入れは十分に整っていますか。見解を伺います。

2、児童手当が小学校6年終了までとなり、対象者の把握はされていますか。見解を伺います。

3、中小企業への支援が始まりましたが、本市としてどのように取り組んでいかれるのか、見解を伺います。

次、学校施設、運動施設についてお伺いさせていただきます。

学校施設整備につきましては、前回は質問いたしました。この6月議会では補正予算の中で小学校管理費743万1,000円が見込まれております。学校施設にお金をかけることは何も問題はないかと考えております。前回の質問で、整備はどのように計画されていますかとの質問に、その状況を精査し、施設整備していますとのお答えでございました。

運動設備では、先日、市民の方からお声があり、市民グラウンドの周りの溝が砂で埋まっているとのことで、水はけが悪いので整備できないかとのことで、現地を見に行きましたが、確かに砂で埋まっておりました。

そこで質問であります。

1、前回質問いたしましたが、中主小学校のグラウンドの水はけが悪い件は早々に調査するとのことでしたが、どのようになっているのか、見解を伺います。

2、市民グラウンドの整備で、周囲の溝の整備はどのように進められているのか、見解を伺います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 皆さん、おはようございます。それでは、矢野議員の防災の取り組みについて、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、第1点目のご質問の市民への周知につきましては、市広報並びに湖南広域行政組合広報で掲載すると共に、湖南消防東署と生活安全課が連携しながら、地域自主防災の指導啓発時や防火指導時に地域住民に周知してまいりたいと考えております。なお、この機械につきましては、既存住宅につきましては平成21年6月1日までに設置するというようになってございますので、その間啓発を続けていきたいというふうに考えております。

次に、第2点目の通所介護施設への指導につきましても、東署の事業所点検時に防火施設の確認と指導を行っておりますので、これにつきましても継続して指導していきたいというふうに考えております。

次に、3点目の特別養護老人ホームや通所介護支援事業者等への防災訓練につきましては、それぞれの事業所等で現に自主的に計画を樹立し、実践していただいておりますが、要請等がございましたら、指導啓発に出向き、防火防災訓練の指導を行っているところでございますので、これにつきましても引き続き指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） おはようございます。それでは、2点目の子育て支援についての3点のご質問にお答えをいたします。最初の1点、2点目は私の方からお答えをいたします。3点目は環境経済部長の方でお答えをいたします。

では、第1点目の矢野議員の子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の母親が病気などの緊急時、保育園の受け入れ体制についてですが、議員のご質問のとおり、きたの保育園としみんふくし保育の家において、保護者の急病時や外出時のため家庭で子どもの保育ができない場合、一時的に子どもを預かる一時保育を実施しております。両保育所は平成17年9月に開設いたしましたので、7カ月間の延べ利用人数はきたの保育園で78人、しみんふくし保育の家で479人となっております。現在、この2園で一時保育を行っておりますが、平成21年までには「子育てサポートプラン」により、もう一カ所整備する計画であります。今後とも、この特別保育の啓発に努めてまいります。

第2点目の児童手当の対象者の把握についてですが、昨年児童手当法が改正され、小学校3年生まで支給されていた児童手当が、平成18年4月1日から小学校6年生まで拡大され、あわせて所得制限が引き上げられましたことは、議員ご質問のとおりであります。対象者への周知につきましては、5月号及び8月号の広報に掲載し、また自治会回覧、保育園、幼稚園、小学校などへのポスターの掲示などを行うと共に、平成18年度において小学校4年生から6年生の児童がいる全世帯1,352人に対し、5月1日付で通知書と申請用紙を郵送いたしました。また、ゼロ歳から小学校3年生までの保護者で、所得額が限度を超えていたため児童手当を受給できなかった方も、所得制限の引き上げにより受給できる場合がありますので、その対象者612人に通知をいたしました。

これらの経過措置は9月30日までとなっておりますので、現在の提出者は約450人ですが、今後9月30日までの提出状況を確認しながら、再度広報などで啓発を行うなど、申請漏れがないように事務を進めてまいります。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 第3点目の子育てに関する民間企業への支援についてですが、議員のご質問にありましたとおり、中小企業において、育児休業や短時間勤務の利用を促し、仕事と子育てが両立しやすい企業を育てていこうとする中小企業子育て支援助成金がこの4月から国の制度としてスタートしました。このことによって、子育てしやすい社会環境の整備について、中小企業で取り組みやすくなったものと認識しております。

市においては、次世代育成支援行動計画、野洲市子育てサポートプランを策定し、子育てに対する企業の理解と協力を得るために、育児休業制度の定着、再雇用制度の導入、ま

た各種制度の利用しやすい環境づくりを目指し、広報・啓発に努めることとしております。
以上です。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） おはようございます。矢野議員からご質問がございました学校施設、運動施設についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の中主小学校のグラウンドの水はけが悪いことに対するその後の調査についてでございますが、グラウンドの状態を目視調査をすると共に、試験的に10カ所の掘削の調査を行いました結果、このグラウンドは過去に暗渠排水の施工をいたしておりますが、その後相当な年数が経過いたしておりますことから、暗渠排水管が一部変形し、砂等によりまして目詰まりをして、排水のききが悪くなっていることが判明いたしました。今後、暗渠排水の機能の回復に向けました検討を行い、改善を図るよう努めてまいります。

次に、2点目の学校施設、運動施設の整備のうち市民グラウンドの件についてのご質問でございます。市民グラウンドの周囲の側溝につきましては、私も早速現地を確認させていただきました。ご指摘いただきましたように、側溝蓋が数カ所破損しているところや砂で埋まっているところがございますので、指定管理者でございます財団法人文化スポーツ振興事業団と協議をいたしましたところ、順次職員が砂を取り除いていくとの結論となりました。側溝蓋につきましては、財政的に厳しい状況ではございますが、計画的に整備をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 再質問をさせていただきます。

1番目の防災の取り組みについてでございますけれども、地域住民にあらゆる指導、周知されることはわかりましたが、そこで今後新築の場合は強制的に取り付けになっておりますが、既存に関してはあくまで自主的になっております。本市としてどれぐらい取り付けられているのか、いくのか、統計をとられるつもりがあるのか、見解を伺います。

次に、通所介護施設につきましては、確認、指導となっておりますが、実際は予算が取り組めないのが現実となっております。こういった場合の指導はどうされていくのか、ご見解をお伺いいたします。

次に、3点目の特別養護老人ホームや通所介護支援施設は自主的に行っていますとのこ

とですが、当然消防法の範囲と思いますが、内容的にどのような指導をされているのか、把握されていますか。見解をお伺いさせていただきます。

次に、子育て支援でございますけれども、1点目のゼロ歳児から2歳児の緊急時の受け入れは園の体制で受け入れ不可能と聞いております。たまたま予約されておられた方がキャンセル等で来られなかったら受け入れられることはあると思いますが、少し答えが違うように思いますが、もう少し実態を把握されていますかどうか、見解を伺います。

2点目の児童手当の件ですけれども、残る162名の方の申請が漏れないように所得制限の引き上げの対象者に対しても再度確認を要望しておきます。

3点目の中小企業に対しましては、国では育児休業をとられた方は、1人目はその企業に100万円を支給、また2人目からは60万円とするものであります。本市におきましても、子育てしやすい住みやすい野洲市を目指す上でも、お金だけではないと思いますが、ぜひともよい案を考えていただきたいと要望しておきます。

次の学校施設、運動施設についてでございますけれども、1点目、中主小学校のグラウンドの水はけの悪い件ですが、目視され、掘削調査されたとのことですが、日時とできればそのとき誰が立ち会ったのか、何人立ち会ったのか、また写真等があれば提出をお願いいたします。

2点目の市民グラウンドの側溝の砂の掃除ですけれども、財政的には大変厳しいと思えます。承知しております。今、私も自治会等で体育委員を仰せつかっておりますので、よく市民グラウンドを使用させていただいております。自治会長の許可があれば、自治会の皆様と一緒に使用する分には、教育委員会のご配慮で使用料が減免されることになっております。そこで、ご提案しておきますけれども、教育委員会の提案でこれらの施設をよく利用される方の団体等に声をかけ、また広報等で広くボランティア活動として募集してはどうでしょうか。こうした作業に関しては、ボランティア等でやっていただければ経費等は浮くのではないかと思いますので、これは強く要望しておきます。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 矢野議員の防災の取り組みについての再質問にお答えさせていただきます。

まず、設置状況の経過をどのように統計をとるのかということでございますが、これにつきましては、購入時の数等とかいろんな方法がございますが、これから始まるというこ

とですので、方法を考えていきたいと思っております。

それから、通所作業所等についてでございますが、これにつきましては、私どもも少し考え方を改めるといふか、個人の住宅の場合とは違いますので考える必要があるかというように思いますが、現在のところは当然所有者の方というか使用者の方が設置することになっておりますので、これにつきましては少し時間をいただきたいなというふうに思っております。

それから、養護老人ホームの訓練の件でございますが、一例を挙げさせていただきますと、本年2月8日に養護老人ホームで訓練をされました。そのときには、避難訓練、通報訓練等をやられまして、あと職員の皆さん方、それから入居者の方々の消火訓練をやらせておられますし、その後地震対策訓練ということで、起震車による体験をされておりますので、このような訓練を年に1回以上、各事業所の方でやっていただいておりますので、これにつきましては引き続き指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、矢野議員の子育て支援の再度のご質問にお答えをいたします。

質問の内容としましては、緊急時の受け入れのときには受け入れが可能、不可能な場合があるということのご質問でございますけれども、先ほど申しました一時保育につきましては、これは事前の登録が必要ということで、両方の保育園も状況によっては保育室の態様等でお断りをするところがあるということも、事前にこれは話をしているところでございます。それで、やはりどうしても緊急の場合ということでございますので、この点については少し、開設して7カ月という経過でございますので、市民のニーズの実態にどうするべきかという点も私どもの課題というふうに思っておりますので、両方の保育園とも協議をしてみたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 企業への支援についての再度の質問があったかと思いません。その中で、議員の方からもお金だけのことではないという言葉があったかと思いませんけれども、このたびの国の新しい制度のねらいも、中小企業において育児休業の取得者がまだ一人もいないというようなところがあると。だから、そういうところでまず何よりも

1人目を出そうということで、そのために企業にお金を払おうというものでございます。こういった制度がつくられる背景としましては、やはり事業主と勤労者双方にそういった育児休暇を取りにくいという考え方があるというふうに考えております。

私どもといたしましては、事業主と勤労者双方の意識改革がまず必要ではないかと思っております。それによって働きやすい職場環境を整えるということが重要ではないかというふうに考えております。

ですから、先ほども申しましたけれども、いろいろな場面、機会をとらえまして、企業、事業所にそういった育児のための支援ということを推奨していくことが大切だと考えております。そういった機会をとらえまして、一層の啓発に努めてまいりたいと今考えておるところでございます。

以上をもって、お答えとしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 矢野議員の再質問についてお答えを申し上げます。

中主小学校のグラウンドの目視調査につきましては、5月17日に教育総務課の古川課長と和田課長補佐が行っております。また、掘削につきましては、ちょうどグラウンドから川へ出る管末のところでございますが、大体幅50センチ、深さ63センチぐらいを掘りまして、グラウンドの表面は山砂が入ってございました。その次に碎石が入ってございました。で、その中に暗渠の排水管があるわけですけれども、形は蛇腹の形状をしております。そして、その写真もこのように撮ってまいりまして、一部上からの圧で蛇腹の管部分に変形をいたしておりますけれども、そこに穴があいているのですけれども、その部分が目詰まりをしておりました。この掘削につきましては、6月12日に和田が行いまして、古川課長が立ち会いをいたしております。

そして、市民グラウンドの側溝の蓋、あるいは砂で埋まった周囲の側溝の件につきましては、ご提案をいただきまして、私どもも指定管理者でございます文化スポーツ振興事業団の職員も、下流の方から砂を上げるというようなことも申しておりますけれども、ご提案いただきましたように、利用団体の皆さんにもそうした作業にご参加いただけないかどうか、またボランティアとして参加を募っていきたいと、このように思っております。ありがとうございました。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） それでは、再々質問をさせていただきます。

防災の件ですけれども、湖南広域行政組合予防条例で決まったことでもあります。少しでも悲惨な事故を防ぐ上でも、早く1件でも自宅に取り付けられることが理想であります。しかし、ここで心配なことがあると思います。以前から「消防署から来ました」と言って悪質な訪問販売等もあるのではないかと思います。ぜひともこれらの悪質販売に遭われないように広報等で周知していただきますよう要望しておきます。

次に、通所介護施設に関しましては、民間でもあり予算がなければ仕方がないということになりますが、先ほど考えていただくということなので、ぜひともよろしく願いいたします。

特別養護老人ホームに関しては、通所介護施設事業所等で実際に消防訓練等を行うのは、本当に大変なご苦労が要求されると思います。日ごろの訓練が災害より命を守ることにつながると思いますので、今後もよきご指導を要望しておきます。

子育て支援でございますけれども、先ほど部長の方から緊急時の受け入れに対して、これから案を出していただくことだと思っております。本当に考えを出していただくことを要望しておきますけれども、子育てのうちで一番困っておられるのは、緊急時にどこに子どもをお願いしたらいいのだろうということではないでしょうか。登録制にはなっておりますけれども、この悩みをぜひとも解消していただきたいと要望しておきます。

学校施設でありますけれども、私が要望したのは3月議会で要望した問題であります。日付をさっき聞いてびっくりしました。先日も23になる娘と小学校のころの運動会の話になり、その話の中で運動会の当日、朝方より雨になり、グラウンド整備のために小学校高学年だったと思うのですけれども、スポンジとバケツでグラウンドの水を取った。あけくの果て、その日は運動会中止となった経験があるそうでございます。恐らく中主小学校の卒業生の皆さんの頭に、このことはどこかに残っているのではないかと思います。十数年前からこんな状態であります。この事業に関して、反対される方はないのではないかと思います。どうか、早く予算を計上していただき、問題解決にあたっていただきたいと思っておりますけれども、見解を伺います。

以上であります。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） ただいまの矢野議員の再々質問にお答えを申し上げます。

3月議会で要望あるいは質問をいただいております、目視調査なり実際の掘削の調査

が今になりましたこと、おわび申し上げます。また、雨の日の運動会の当日の取り組み、スポンジとバケツで水たまりの水を吸い取ってほかされたと。そのようなご体験のお話もお伺いいたしました。十数年前からこういった状態だということも今お聞きいたしました。確かに、そういうようなことになると、子どもたちが楽しみにしております、例えば6年生の運動会ですと小学校最後の運動会、いい思い出をとということにもなろうかと思えます。今年の秋の運動会に雨が降らなければいいのですけれども、なるべくそうしたことになるように、教育委員会といたしまして、有効な手だてを講じてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第9号、第12番、中島一雄君。

12番（中島一雄君） おはようございます。12番、中島一雄でございます。私は2問の質問をさせていただきます。

まずはじめに、まちづくり観光の展開について伺います。

平成17年度第2回の議会で私が質問させていただきました市民の顔が見える持続可能な観光振興について、いま一度お伺いします。

その意味を改めて簡潔に述べますと、野洲市の理念、人権、環境、協働に融合する観光振興、体験型観光の重要性、地域の内発的発展につながる地域づくりの向上、観光戦略の実践計画及びその担い手となる人材募集等育成ということになります。つまり、地域の魅力を創設しながら、生活環境を向上する一方で、それを地域内外の人々におもてなしの心を持って発信していくことでもあります。結果として、地域の人々がその経過の中で豊かな生活を味わい、また一人ひとりがまちづくりに自然に参加できるということにつながっていくこととなります。さらには、人口減少時代にあって、定住人口だけでなく交流する人々の力も必要であり、そのことが定住人口の増加にも貢献するなど、さまざまな効果があると思えます。

私は、こうした考えに基づいてまちづくり観光を提案していますが、前回の回答であった進捗状況とあわせて、改めて行政としての観光の位置付けと今後の観光資源創出の考えをお伺いいたします。

次に、地球温暖化対策等についてお伺いいたします。

地球温暖化は人類がいまだかつて直面したことのない地球環境の危機であり、世界的な緊急の課題です。1997年（平成9年）12月に採択されました京都議定書を受けて、

国、地方公共団体、事業者、国民の役割を明らかにする等、温暖化対策の推進が図られているところであります。その解決、防止に向けて、それぞれの地域が早急に対応をしなければなりません。

野洲市は約10年前からこうした状況をかんがみ、環境政策の機軸をその主要因であるエネルギーに焦点を当て進んでいることは評価できます。太陽光発電の普及率は全国のトップ級であり、市民活動も全国のモデルとなっているすまいる市をはじめ、多彩な活動が芽生え、市民の環境意識の高さに敬服するところであります。

さて、こうした経緯の中で、今回地域全体で環境に取り組む、いわゆる野洲版地域ISOのリーディング事業といたしまして、楽2(らくらく)エコ・トライを発信され、モニター料としての経済的なインセンティブを与えたのは、新しい仕組みとして大いに期待しているところであります。

そこで、現在の進捗状況及び今後の展開について、野洲市が認証取得しているISO14001との関連性もお伺いいたします。

次に、木質バイオマスエネルギー利用ですが、これは森林資源循環や環境への負荷低減など、大きな効果があると考えます。今回、民間が主体となって、供給先を総合体育館の温水プールとしてその可能性調査を実施されていると聞いておりますが、その可能性、効果、導入時期についてお伺いいたします。

以上です。

議長(荒川泰宏君) 環境経済部長。

環境経済部長(山田和広君) 中島議員のまちづくり観光の展開についてのご質問にお答えします。

平成17年第2回定例会の一般質問において、市民の顔が見える持続可能な観光振興について、まちづくり観光のご提案をいただきました。観光という分野で来訪者と地域住民が交流し、住民が地域の観光資源に誇りを持ち、まちづくりにつなげていくという考えと理解しております。このご提案は、本市の観光物産振興の施策として重要な部分であり、受け入れ体制の充実、つまりおもてなしの心の醸成が本市へのリピーターの増加につながるものと確信しております。

そのため、本市ではおもてなしの心の醸成をはぐくむために、市観光物産協会をはじめ、ボランティア観光ガイド協会、商業者、農業団体、まちづくり団体等と連携した各種事業を実施してまいりました。具体的には、平成17年度では年12回のハイキングを支援し、

来訪者には史跡や祭り見学と共に、名産品を食べたり農産物が買えるなどの企画で来訪者と地域住民や商業者が交流できる機会をつくっていただきました。また、観光資源を有効に活用されている事業ともタイアップして、多くの来訪者がある施設にPRパンフレットを置かせていただいたり、マスコミ等へ有効な情報発信を行い、市内への誘客促進に努めてまいりました。

本市としては、これらの事業で少しずつではありますが、関係する地域住民や団体等におもてなしの心がはぐくまれ、観光物産振興への関心と協力者の和が広がっていると実感しております。さらに、本市へのリピーターの増加と共に、一部のリピーターが本市のファンとなり、新しい来訪者を連れてくるといったよい現象も起こっています。

今後の展開としては、心身をいやせる観光地づくり、また地域経済の発展を視野に入れた観光地づくりを念頭に置きながら、来訪者と地域住民や商業者が交流でき、心のこもった体験型観光を進めていく考えであります。また、多くの観光資源を有効活用した誘客促進事業や、その情報をマスコミや旅行社等に発信する事業等を円滑に進めるには、これらを具現化してコーディネートする中心的な機関や人材が必要であり、本市としては市の観光物産協会に期待しているところでございます。今後も、事業の運営や組織の充実等を支援して、新しい観光資源の創出に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 中島議員の第2点目の地球温暖化対策等についてのご質問にお答えいたします。

野洲版地域ISO、楽2エコ・トライの6月8日現在の応募状況ですが、自治会におきましては8自治会130人、市民活動団体につきましては18団体500人余り、事業所につきましては30事業所200人の合計約830人の応募がございました。改めて市民の環境意識の高さに敬意を表するところであります。

また、次にISO14001との関連でございますが、自治体がISOに取り組む本来の意味は、環境への働きかけを市民に発信し、地域全体へ広げていくことであると考えております。そのため、今後もより多くの市民の方に取り組んでいただけるように改善していくと共に、次のステップへ移行していく工夫が必要だと考えております。また、あわせてそのことに対する経済的な措置も考えていきたいと考えております。

2点目の木質バイオマスエネルギーの利用についてであります。このエネルギーは太

陽エネルギーが光合成により植物の体内に蓄えられたもので、光と水があれば再生可能なエネルギーであります。このことから、間伐材や剪定枝など、未活用資源をエネルギー利用することにより、大きな可能性を見出すことができると思っております。

次に、効果についてでございますが、木質チップボイラーに変更することにより、年間約230トンの二酸化炭素排出量の削減ができ、地球温暖化防止に大きな貢献を果たす他、チップ供給により間伐材などに新しい経済的価値が与えられ、里山保全活動の活性化が期待できます。そして、間伐などが進み、チップの製造、また搬送がされ、プールの燃料として利用される地域内循環システムが構築されると共に、間伐材などの加工製品づくりの活発化、またチップの輸送、貯蔵に係る新たなコミュニティービジネスの発生が期待できます。このように、地域資源の循環の仕組みを確立していくことで、地域経済の活性化にも貢献していくものと考えております。温水プールの導入につきましては、早急に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） 第1問のまちづくり観光についての再質問をさせていただきます。

残念ですが、私の質問に対しては、私のとらまえといたしましては、はっきりした回答にはなっていないように思うわけですが、特に事業としまして、前々から延長だとか時代の変化に対応していない、また、市民の高まりであるとか観光物産協会に期待しているとか、行政の主体性が余り感じられないというように思うわけでございまして、前回の回答もこんな感じでしたので、今回は再質問、まちづくり観光として、行政としての位置付けと観光創出の考え方について三、四点お伺いしたいと思います。後で、河野議員からも同様の質問があるようでございます。

まず、行政としての観光の位置付けについてですが、昨年12回ハイキングを支援したとのことですが、まちづくりの観光の基本として、単に地域外の人を呼ぶのではなく、地域内の人が見に行ったり、また受ける側に立ったりということが重要な要素であると考えられるわけですが、その参加人数とそのうち地域内の参加者、いわゆる見る側ですが、何人がまずお伺いしておきたい。

次に、どちらかという、市民や協会への期待ということではありますが、余り主体性が感じられないのですが、観光は産業、雇用政策の他、健康政策や自由時間、学習時間の提

供など、複合的な課題の解決に向けた大きな手段の一つでありまして、新しい地場産業として、野洲市の横断的な課題として位置付けるべきであると考えますが、お伺いいたします。

次に、観光資源創出についてですが、まちづくり観光は、もともと有名な観光資源がありましてそれを核にまちづくりを進めるところと、市民のまちづくり観光に広がるというところの大きく2つに大別できるわけございまして、野洲市ではこの両者が融合できるポテンシャル、可能性とか将来性、潜在能力の高い土地柄でもありまして、その主体となる人材については、観光ボランティア団体をはじめ、前年策定されました市民活動データブックなどの情報を生かしていくことが肝要だと思いますが、どうかお伺いいたします。

次に、今やるべき観光資源の創出は、新市のまちづくりといたしましても大きな核となる、いわゆる山と野、湖、そしてそれをつなぐ川という、野洲市の特性を生かしたものであると考えられます。ここには一系の生態系がありまして、またそこに人と自然の共生の営みが見られるところがあります。こうした場を生かして、さらに環境学習の視点も含めて、森林の案内、田舟などを利活用した川や琵琶湖の案内などの付加価値を付けて、さらなる魅力を創出していくことが第一義であると考えますが、お伺いしたい。また、景観法をうまく活用していく必要があるのではないかと思うわけでありまして。

次に、2問目の地球温暖化対策についての再質問をさせていただきます。

今月、日曜日でしたか、11日、あやめ浜とかマイアミ浜周辺及び湖岸道路で、企業とか各種団体、一般市民が一体となって、環境美化の日ということで清掃活動を展開されていたわけですが、野洲版地域ISO、楽2エコ・トライの応募状況をお聞きしますと、改めて市民の環境への意識の高さをうかがうことができるわけでございます。

総合体育館の温水プールへの木質バイオマスエネルギーの利用でございますが、ボイラーの耐用年数も過ぎているということでございますので、一日も早く導入をお願いしたいということをお願いしておきます。

今後の展開といたしまして、間口を広げるステージ、それと、ISOの本質である改善や活動項目を広げるステージでございまして、それが文化的なものとなるステージの第3段階があります。このことから、1つの団体で3年とか、最低でも2年の継続的なモニターが必要ではないかと考えるわけでございます。野洲市の経営理念である環境から見ても、また活動団体の原資として、まちづくりの活性化にもつながるもので、これも民間からの資金調達も含め、積極的な予算の裏付け、予算づけが肝要だと思いますので、ぜひ要望とし

てお願いしておきたい。

次に、ISOでございますが、私も過去2回認証取得とその効果の現状と取り組みについて一般質問させていただいた経緯がございます、野洲市が認証取得しているISO14001の中で、活動団体や企業が入りまして、地域全体が共に次代へつなぐシステムを構築されまして、滋賀とか日本に発信していただきたい思いでございます。

次に、木質バイオマスエネルギーですが、森林は林産物等の供給だけでなく、水源の涵養、土砂流出の崩壊の防止、野生鳥類の保護、二酸化炭素の吸収、固定、また安らぎや健康づくりの場といたしまして、多くの機能を有しているわけでございます。この大きな財産を保全していくのは我々の責務でもありまして、間伐材等の製品のグリーン購入、エネルギー利用等、環境学習の観点からも積極的な森林保全に関わる施策の展開を図っていただきたいことを要望しておきます。

以上、4点の要望等を申し上げましたが、地球温暖化対策について何か補足として伺うことがあればお伺いしておきたい。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 中島議員からの再質問にお答えします。たくさんの提案をしていただいたのですが、まず1点目としまして、市の行政としてどういうふうに取り組むのだという位置付けの話があったかと思えます。まず行政といたしましては、観光物産振興を図る目的としましては、地域経済の活性化、雇用の創出、さらには市民自身が我が市の観光資源に誇りを持ち育てると意識の高揚を目的とされていると考えております。その際に、まず大切なことは、観光振興は市の外からお越しいただく来訪者のためだけのものではなくて、市民一人ひとりの視点に立って行っていきたいというのが私どもの考え方です。特に最近、また来訪者の方におかれましては、中島議員が先ほどおっしゃった生態系でありますとかいろいろな分野に対して、来訪者の目的や内容が多種多様になってきておまして、これらのニーズに対して市としてもまた対応していきたいと考えております。

先ほどのご質問の中の3番目になるかと思えますが、横断的な課題としてどう位置付けていくのかという話がありました。これと関係すると思えますので、この話に入りたいと思えますが、先ほど申しました行政としての位置付けから、当市としましては中島議員の新しい地場産業という表現とはちょっと異なるのですが、ほぼ同じ認識ではない

かと思っております、言葉としては観光は総合産業だという言い方をしておるところでございます。例えばハイキングを例にとりますと、見る、食べる、体験するの内容を来訪者に満足いただくためには、例えば誰が歩いて歩くコースは安全だろうかとか、観光資源にトイレはあるのか、食べてもらえる名産品や農産品があるのか、食べる場所があるのか、それから、特に最近では歴史にしても生態系にしてもそれをいろいろ説明を楽しむという点もございますので、そういう説明をする人がいるのか。お土産なんかを買うようなところがあるのかというような、あらゆる分野をチェックして実施していくという必要がございます。一つハイキングを例にとりましたが、そういう観光物産振興を考えたときには、その実現をするためには商工業対策、先ほどの食べ物とかお土産なんかもそうですけれども、道路とかそういう経路の話、それから環境対策とか教育、農林業対策など、総合的な分野の課題に対応していかないといけないということがございます。今策定しております市の総合計画においても、観光振興の計画というのは盛り込んでいくつもりなのですが、まずは市としては、先ほど申しました、ハイキングを例にとりましたが、そういった具体的などころから一つ一つの課題を総合的に解決していくということをやりたい。そのことがまちづくりの観光につながっていくと。そして結果的に野洲らしい産業振興につながっていくのではないかと考えておりますので、これからもご支援いただきたいなと思っております。

ハイキングの話が出ましたので、質問の2点目ですか、順序はちょっと前後するのですがお答えいたします。

年間12回のハイキングを行っている先ほど申しました。実績等を教えていただきたいということであったかと思っておりますけれども、ハイキング全体の特徴といたしましては、コースとしてきめ細やかに市内のお祭りだとか社寺仏閣等の史跡を、地域を限定して、1つの地域をかなり細かく回るといったものもございまして、先ほどご質問にもありましたが、山から湖の方までかなり広域的に縦断していくと、その中で名産品を味わうといったようなものなど、当市のハイキングコースというのは非常に多種多様というところが特徴かと思っております。これまで実施したハイキングでは、1回当たりの定員が30名から50名の規模ということで、かなり幅がございます。

昨年度の12回分の定員の総計ですと、1,290名を受け入れ予定としておまして、これに對しまして申し込み者は1,155名でございました。実際にはハイキングは当日の天候とか皆様もいろんなレジャーの中の一つとして選ばれるので、実際に参加された方

といたしましては831名ということで、申し込みからはかなり少ない人数になっております。参加者はどういった方かといいますと、市内の方は非常に少なく、県内の方が多うございます。大津市、草津市の在住の方が多いという状況でございます。また、県外では京都府や大阪府、遠くは岡山県の倉敷といったところからの参加もでございます。野洲市内からの参加者については全体の1割程度ということでありまして、参加者の年齢は50歳以上の方が中心でございます。最近では小学生を連れた親子連れの参加者というのも大分ふえてまいっておりまして、家族で楽しむといった部分もかなり出てきております。ハイキングの実績につきましては以上のとおりでございます。

それから、4点目といたしまして、市民活動データブックをもっと活用してはどうかというご提案があったかと思っております。その意図としましては、中島議員は人材の発掘というか、人材の育成というようなことからそのようなご提案をいただいたのだと思っておりますけれども、実際にはこの市民活動データブックに掲載されている団体とかなり連携を行ってきております。

特に、先ほど観光協会の話が出ましたけれども、観光物産協会と別にボランティア団体としまして野洲市ボランティア観光ガイド協会というのがございます、昭和63年に設立されまして、現在では県内にある約30のガイド協会の中でもリーダー格になってきております。例えば、市民活動データブックに載っている中で、ここをちょっと取り上げると、例えばガイド依頼が去年ですと31件ございまして、約1,800人の来訪者を案内されています。また、先ほどのハイキングを通してみますと、俳句の会でございますとか、いろんなお祭り関係の団体でございますとか、伝統文化ということでお祭り関係のところが多いですかね、そういった団体と連携して事業を進めているところでございます。

そういった市民団体と連携して観光や物産振興に対してリーダーとなる人材を育成していくということは、ご提案のとおりまちづくり観光の点からも非常に必要だというふうに考えております。さらには、より多くの方に関心を持っていただくために、県が中心になっているのですが、広域観光協議会で実施しております観光セミナーの参加も呼びかけていきたいと思っております。といいますのは、通常ボランティア団体は自分たちで楽しむためにされているのですけれども、やはり人をお迎えするということのノウハウも多少ございますので、その点でも関係団体のご理解をいただいてぜひ参加していただきたいなというふうに思っております。

それから、観光物産協会ばかりがというような話もありましたが、補足しておきますと、

やはり市としては、先ほどから総合的な産業だという話もございましたが、関係する今申しましたようないろんな市民団体でありますとかいろんな産業団体、それから個別にあたっては農家だとか、実際にお邪魔するおうちの方だとか、そういったところまでを含めていろんな企画を実際にそういう人たちと一緒に具体的に形にしていくというときには、中心的な機関が必要だというふうに考えておりました、やはり市の観光物産協会というのは非常に重要な組織だと思っております。今後も組織強化を図りながら、誘客の事業を進めていきたいと考えております。

それから、観光資源の創出で、自然生態系を生かしたものをというご提案があったかと思えます。自然生態系と一口に申ししましても、いわゆるネイチャーというかそのままというものもあれば、ワイルドライフという野生、動物園とか餌付けしたという世界と全然別の自然を楽しむといった世界もございますが、野洲市の場合は特に自然の中で人が暮らしてきたところだと。要は先ほど議員の言葉の中にもありましたが、人と自然の共生の営みというところが非常にこちらの特徴だと考えております。ですので、その辺を何とか生かしていきたいなと思っております、具体的には、地域住民が来訪者にもものづくりや生活の体験などを教えられるような体験型観光の推進というのが、地域住民やその観光資源に誇りを持つという意味でも、またここでしか味わえないということでも、非常に重要ではないかなというふうに考えておりますので、経済規模としては小さいものでございますが、そういった体験型のものを進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、6点目といたしまして、景観法の活用としてはどうかというご提案がありました。先ごろ、近江八幡の方で景観法の地域指定があったところです。あちらの方は主に建築関係の方が中心になりながら、まちの人と共にいろんな計画とか考えのすり合わせを行いながらつくっていったというふうに仄聞しているところでございますけれども、基本的に景観法と申しますのは規制法でございます、例えば町並みとか土地の利用といったものをみんなで決めたこととして規制していくということでございますので、実際にどの範囲をどのようにみんなで決めて規制していくのかというのは、かなり地域の積み上げが大事なところでございますので、なかなか一朝一夕にはいかないというところもございしますので、野洲市においても、引き続きそのあたり具体的な地域で適用できるようなところがありましたら、その手段としてまた考えてまいりたいと思っております。

以上で、お答えとさせていただきます。以上です。

議長（荒川泰宏君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 中島議員の再質問のうち、地域ISO楽2エコ・トライについて、先ほど二、三年の継続が必要であるとのこと指摘をいただいたわけですが、けれども、この事業につきましては、今一応事務局といたしましては3年継続を考えております。こういう中で、環境文化を地域に定着させていくと。なお、この取り組みにつきましては公開をしていきまして、2010年を目標年次で、市内の約3分の1世帯に相当する5,500世帯で取り組みを拡大していくと。ISOのPDCAの取り組みによってこれを拡大していくと。そして、この5,500世帯のうち、「できた」、「ほぼできた」が8割になるように改善されることを目標に、この取り組みが先ほども申しましたように地域の省エネルギー文化として根付くことを最終目標にして取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、なお木質ボイラーの件等々、ISOの取り組み、森林保全等々のご要望をいただいたわけですが、先ほどお答えしましたように、積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） まちづくり観光の再々質問をさせていただきます。

いろいろとご答弁いただきまして、ありがとうございました。ハイキングが1,290名の応募で831名ということで、私から見ると少し少ないように思うのですが、

観光の位置付けであります。ちなみに日本の平成15年度の旅行消費額と雇用効果は、波及効果も含めてGDPの5.7%ということで、全就業者数の6.8%を占めておるわけですが、大きな経済効果があるわけですが、ぜひ、野洲市の政策的な課題といたしまして、新しい地場産業を位置付けていただくことを強く要望しておきます。

次に、今後の観光資源創出ですが、部長からも説明いただきました市民活動データブックでございますが、前年度作成されましたデータブックですが、約300もの市民活動団体が把握されているわけですが、その関係団体を生かすことによって、より大きな効果が期待できると思っております。ぜひ参考にしていただきまして、また景観法も考慮していく必要があると思っておりますので、ご提言しておきたいと思っております。

次に、体験型観光についてですが、前回の回答で新しい分野で魅力あるものと認識しているということで、実現に向けて関係機関と協議するとの回答でしたが、今回も同様進めていくということでもあります。このことですが、私もちょっともうひとつピンと

こないのですが、想定される体験型観光についてちょっとお伺いしておきたい。

それと、前回観光地域づくりの実践計画に募集の考えはという問いに対しまして、市内の観光コースを募集していくということは市民参加による地域の再発見につながると、考慮するとのことでしたが、こういうことはされたのか、されていないのかお伺いしておきたい。

それと、大篠原と小堤の両生産森林組合の森林の持つよさと保全の大切さ、周辺は県によりまして森林道の整備がほぼ完成いたしまして、一段と環境がよくなりつつあります。この付近一帯は自然環境に親しまれる最高の場所でもあります。たまたま今年の4月、環境経済部長が現地を散策されているのに現地でお会いさせていただきました。部長にあの周辺の感想をお聞かせ願えればと思います。来訪者の交流、地域のまちづくり、さらに地域の活性化になると思われれます。付近には西池とか大笹原神社等もありますが、そこで、これも一例でございますが、野洲市の観光パンフレットの自然派コースのモデルコースとして紹介されてはいかがかと思うわけでございます。

最後に、前回の質問のときに申し上げましたが、これは15年度の湖南地域の4市の入り込み観光客数470万人、このうち野洲市の観光客数が37%に当たる180万人ということで、1番が希望が丘ということで、その次があやめの里、花緑公園で約7割を占めているということで、人口の約35倍を超えているわけでございます。ちなみに草津市149万人、守山102万人、栗東48万人を大きく上回り、県全体の11%を占めていると言われております。本市の観光客180万人のうち7割が、ここが一番大事なのですが、通過観光と言われているわけでございまして、この観光客を地域の内発的な発展につなげていく。この一端といたしまして、私は15年3月の議会で総合情報交流拠点「まちの駅」を提案させていただきました。17年度の新市まちづくり計画の中で計画総合特例債の充当事業といたしまして、調査費380万円を計上されておるわけですが、早期実現に向けて努めていただいているところだと思っておりますが、何らかの方向付けをされているのか、その後の経緯をお伺いしておきたい。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 中島議員の質問にお答えします。

まず、観光産業、非常に国全体としても重きを占めている産業であると。ついでにはぜひ野洲市としても重要な産業として位置付けていただきたい、新しい地場産業というお言葉

をいただいたかと思えます。これについては、先ほどお答えしましたとおり、総合産業として、やはり野洲市においても重要な産業であると考えておりますので、ぜひこれは市としても力を入れていきたいというふうに思っております。

ただ、GDPの統計というのは、農業もそうですけれども、農業者そのものは小さくてもコンビニとか全部含めるとGDPの類は1割ぐらいあると算出されているような形ですね。数え方というのがございます。野洲市の場合は、交通とかホテルというところもないわけではないのですが、やはり地元の産品とか地元施設をできるだけ利用していただくということが重要なというふうに思っておりますので、総合産業ではありますけれども、実際に野洲市にあってよそに持っていけないものというものをしっかりと大事にしていきたいというふうに考えておるところです。

それから、市民活動の利用の話としまして、景観法のことでも少し触れられているかと思えます。先ほどもお答えしましたが、景観法というのは規制法でございまして、例えば所有者の管理が悪ければ景観の保全のために他の人を指定してその人に管理させるというようなこともできるというふうに、かなり強力な法律でございまして、ですので、逆にその利用にあたってはかなり慎重に臨まないといけないかなというふうに考えておるところでございまして、特にその所有者なり地権者の方のご理解なくして一方的に市の方の行政の方針として押し付けることは避けるべきではないかと思っておりますので、やはり話し合い等を積み重ねて慎重にやっていきたいなと思っております。

それから、体験型観光の話、森林整備の話、それから4月早々に確かに小堤とか篠原の方の森林を回らせていただいたので、その辺の感想ということがございましたので、そのあたりまとめて僭越ながら申し上げさせていただきますと、私が率直に思ったのは、非常に野洲市の場合手が行き届いているというか、森林部もそうですけれども、例えば水田とかそういったところのあぜの草刈りでありますとか、そういったところがこれだけ兼業化の進んでいるところでありながら、また林業、水産業にあってはかなり高齢化も進んでいる中で、かなり本当にまめに手入れをされているなというところが非常に印象に残っています。ただ、惜しむらくは、同時にそういったところというのは普通の方はなかなか入らない、入り込まないところがございます。どちらかというシャットアウトしている。森林もそうですし、水産の漁港もそうですし、畑とかもそうですし、それは当然、勝手に入られるとそれは職場でございまして、わけのわからん人が勝手に入るのは非常に困るというのは大変わかるのでございますが、野洲市の特徴としましては、

農林水産業、工業、商業もそうですが、非常に身近で営まれているというところがあるか
と思います。ですから、そういったところをぜひ活用していきたいなというふうに考えて
おるところです。例えば、森林とか農業とかというところだと、野洲市に来られた方に
ちょっとそういう作業を手伝っていただいて、簡単な体験をしていただいて、温泉でも入
っていただいて、また野洲市のものを食べていただいてお帰りいただくとかいうこともあ
るでしょうし、また先端産業とか中小企業も非常に多いところでございますので、当然そ
の方たちは観光そのものが目的の企業さんではないのですが、そういった一般の企業さん
とも何らかのタイアップができないかなとか、そういったことを考えさせていただいてお
ります。

モデルコースということですが、そんなに急に10も20もコースがつかれるわ
けではございませんで、やはり関係者とかなり綿密な打ち合わせをし、それこそトイレと
か食事とか天候のぐあいとか人の張り付けの話とか、細かいセットをしておかなければい
けません。ですから、かなり観光事業というのはマンパワーが要するというか、お金があれ
ばという話ではなくて、かなり手塩にかけて育てていくというものでないかと思ってお
ります。その辺で、先ほど話が繰り返し出ています観光物産協会でありますとか、人材の話
が出ましたが、かなり人に頼るところがございますので、そういったところを育成してい
くということとあわせて、観光の新しい分野もつくっていければというふうに考えている
ところでございます。

それから、まちの駅の話がございました。これにつきましては、確かに昨年度予算をい
ただいて計画を策定するということではおったわけで、その後のご報告を議会の方にさ
せていただいておりますので、若干この場をかりてお答えさせていただきたいと思っ
ております。

平成17年度に、ご指摘のとおりまちの駅基本計画の策定業務を行っております。その
中でいろいろご検討していただいているのですが、まちの駅そのものの考え方というのが
いろいろございます。例えば、シャッター街の廃屋になった商店を生かすというような考
え方もあれば、来られた方にいろんな情報を提供するとか、物産を提供するといったよ
うな考え方、それから先ほどの景観法と関係するかもしれませんが、町並みとかまちのた
たずまいみたいなものを非常に重視されているところもございます。当市におきましては、
こういったことに取り組もうかということでございますけれども、2点ございます。

1つは、来られた方に野洲の情報をできるだけまとめて提供していこうということがご

ざいます。昨年来、野洲高校が優勝しまして、当市のホームページもすごくアクセスが来りました。また観光物産協会のアクセスも爆発的にふえたところがございますが、やはり来られた方が、来て誰かに説明してもらおうというより、ぶらりと来られてもある程度まわることがわかるということが大事ではないかなというふうに考えておりまして、難しい言葉で言いますと、機能として来訪者への情報提供を分散型のネットワークで行っていく、そのための拠点づくりの施設が要るのではないかなという考え方を今一つしております。例えば、ほほえみ情報交流センターなどの公共施設や既存の施設を生かして、人と人との出会いと交流が図れる場を提供する、また観光歴史文化や人権、環境、福祉、教育などの地域情報が得られる場をネットワークで結ぶといったようなことが考えられると思います。これは、このためだけの施設を新しくつくるというよりは、既存の施設がたくさんございますので、そういったところを何とか生かせないだろうかというふうに考えておりまして、分散型で既存施設を利用して、それを来訪者の方が使いやすくするという考え方の取り組みをひとつしたいというふうに考えています。

もう一つは、野洲市も非常にいろんな農産物等々、林産物、水産物もできるところでございまして、そういったものが商業ベースで農家の方から出荷されるということはあるのですが、野洲市自身でそういったものを入手する、実際に味わうというところがかなり薄いのではないかなというふうに考えています。簡単な言葉で言えば、農産物や特産品の直売所的な考え方であるのですが、これは当市だけではなくて割といろんな農産物ができる市にはありがちな問題で、つくってもよそに出ていって、中でなかなかゆっくり味わうところがないというところがございます。特に、野洲市は琵琶湖側には鮎家の郷やちゅうずドリームファームなどがあるのですが、特に8号線を中心とした山手側の方では、地域の農産物、農協の朝市はあるのですが、ふらっと他のところから来られた方が立ち寄ってというような施設がないということもございまして、地産地消を生かした拠点づくりというものは考えていきたいというふうに考えております。ただ、施設整備にあたっては、例えば草津市のおおばな館などのように、JAで整備されたという例もありますので、実際にどういう形で整備していくのかというところは、今後関係機関、団体と十分な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時23分 休憩）

(午前10時40分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10号、第21番、林克君。

21番(林 克君) 21番、林克です。議長のお許しをいただきましたので、田園交流基盤整備事業により着手いただいております道路と改築される篠原駅へのアクセス道路をはじめとする周辺道路整備について、質問させていただきます。このことは、昨年12月議会においても質問いたしました。再度お伺いいたします。

念願の篠原駅駅舎改築も平成22年着工に向け、本格的な動きが始まり、地域発展の起爆剤として、ようやく目に見える感じがし、地域住民は大きな期待を寄せているものであります。私も計画が順調に進むことを大いに期待し、念願するものであります。

駅舎が改築され、東西のアクセス道路が完成した暁には、立地条件のよさから通勤、通学をはじめとした乗客の増大はもちろんのこと、周辺地域の発展に大きく寄与するものと信じるものであります。

また、田園交流基盤整備事業における道路整備は、近江八幡市地先においても工事に着手され、いよいよ早期の開通が待たれることとなり、市民の利便性向上はもちろんのこと、近隣住民にとっても利便性の高い道路となるものと信じております。

さて、篠原駅の改築が見えてきた今日、この道路と駅舎を結ぶ道路整備は不可欠なものであり、駅舎完成と同時に開通されなければならないと考えます。こういったことから、早期にルート等の計画に着手する必要があると思いますが、お考えをお聞かせ下さい。

次に、県立養護学校の移転に伴う工事も進入路の整備、建設用地の整備も進む中、駅舎もバリアフリー化改築に向け本格起動したことに、学生、保護者、地域住民にとっても大いに期待をしているところであります。あわせて、駅舎周辺の都市基盤整備、とりわけ高木、小南地先の都市基盤整備につきましても期待を寄せているものであります。

ところが、一部高木地先に公団混乱地があり、ご苦労をいただいているところでありますが、周辺整備、道路網の整備を含み、どのようなお考えをされているのかお伺いいたします。また、平成6年当時の1市2町で作成された篠原周辺都市基盤整備構想において、国道477号が検討課題になっていますが、お考えをお伺いします。

以上、理事者におかれましては、適正な答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長(荒川泰宏君) 総務部長。

総務部長（北口 守君） 林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

篠原駅の駅舎橋上化につきましては、平成22年度着手に向けて、近江八幡市、竜王町と共に取り組みを進めておりまして、今議会におきまして駅舎の改築等に向けた調査、測量及び基本設計に係る負担金の補正計上をさせていただいております。

駅舎の橋上化が現実のものとなりますと、駅舎南側に新たな改札口ができることとなります。駅南口のアクセス道路につきましては、現在のところ平成19年度中に供用開始予定とっております田園交流基盤整備事業の道路との接続による停車場線的な道路の新設、県道安養寺入町線の拡幅、平成6年当時に構想が持たれた国道477号のバイパス計画等、数パターンのケースが想定されます。コスト、工期、周辺まちづくりとの整合等を勘案いたしまして、地権者の皆様や周辺地域のご意見をお聞きした中で、今年度作成予定の基本設計でルート案を検討していきたいと考えております。

また、高木地先の公共施設未整備地区につきましては、昨年度地権者で組織されておられますまちづくり委員会に出席させていただき、一定の課題把握をさせていただいたところでございます。現在、取り組み手法について内部調整を進めているところでございまして、これを整理した後に市としての考えをご説明させていただきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 林克君。

21番（林 克君） ありがとうございます。

いよいよ現実化して構想を練っていただく時期に入ったわけですがけれども、本当に関係者の方々、一度篠原駅の周辺の現状を見ていただきながら、いい道路網をつくっていただきたいというのが私たちの念願であります。幸いにも、養護学校が整地され、その周辺の地域自体が物すごく変わってまいりました。自分たちが想像している以上にすばらしい地域になっていきました。そういったことで、周辺でいろいろと、8号線沿いにおきましても企業が発展をされている情報もいただいてもありますし、入町または本当の駅前、いわゆる小南地先ですがけれども、350反の用地があるわけですがけれども、そういった面を含めて公図混乱と言っているところを含めて、できれば構想で書かれたように477の路線がそういった面を貫いて東西の交通が緩和できたら、本当にすばらしい野洲市ができると思いますので、どうかぜひともいい知恵を入れてお願いしたいというようなことで、私の質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第11号、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、一般質問を行います。

質問を行うにあたりまして、市長に一言申し上げます。ご承知のように、国におきましては通常国会が終了しました。しかし、ご承知のように今国会は憲法改定のための国民投票法案、それに基づく教育基本法の改定、さらには共謀罪の法案など、継続審議などにもなりましたが、日本と国民の平和を脅かすものであります。また、高齢者の医療費を際限なく引き上げる改悪医療法など、このように平和と暮らしを脅かしています。このようなときだからこそ、地方自治体の役割が重要です。滋賀県政でも野洲市政でも、新幹線新駅の無駄遣いをやめ、市民の暮らしを守る県政、市政が求められています。そういう中で本定例会冒頭で、市長は中学校卒業までの入院医療費の無料化を表明されました。これは市民の要望に応えられたものでありまして、これはこれで大いに評価するものであります。私は市長がこのような市民の立場に立った施策の今後一層の推進を求めるものでありまして、税金の無駄遣いを排除し、このような市民の暮らしを守る財政を進めることを求めておきます。以上の基本に立ちまして、何点か一般質問を行います。

まず1点目に、教育基本法の改定問題について、市長並びに教育長に見解をお聞きいたします。終盤国会におきまして自民党、民主党などから現行教育基本法の改定案が提出されました。この基本法を改定する理由につきましては、時代の要請に応えるためと言っています。しかし、現在の基本法のどこが時代の要請に応えられなくなっているのか、その根拠を挙げることはできていません。自民党、また公明党は、少年犯罪、耐震偽装、ライブドア事件など、今社会のあらゆる問題を教育が悪い、だから基本法を改定するとも言っています。これは私は無責任な言い方だと思います。

今、子どもの非行、事件、学校の荒れ、学力の問題、また高い学費による進学への断念や中途退学、子どもや学校間の格差拡大など、子どもと教育をめぐるさまざまな問題を解決することは国民が願っています。しかし、その原因は教育基本法にあるのではなく、基本法の民主主義的な理念を棚上げして、それに逆行する競争と管理の教育を押し付けてきたことにあります。

そこで、今回の改定の目的なるものは、これまでの子どもたち一人ひとりの人格の完成を目指す教育から、国策に従う人間をつくる教育へ教育の根本目的を180度転換させようとしていることでもあります。

政府の改定案は、基本法に新たに第2条をつくり、教育の目標として「国を愛する態度」

など20の徳目を挙げ、その目標の達成を学校や教職員、子どもたちに義務付けようとしています。問題はそれを法律に書き込み政府が強制しようとしていることです。

法律に教育の目標として徳目を書き込み、その達成が義務付けられ、学校で具体的な態度が評価されるようになったらどうなるでしょうか。時々の政府の意思によって特定の内容の価値観が子どもたちに強制されます。これは憲法19条が保障した思想、良心、内心の自由を踏みにじることは明らかであります。だから、現在の教育基本法は教育の目標として事細かな徳目を定めていないのであります。

なぜ、このような重大問題のある内容の基本法の改定をしているのでしょうか。これは憲法を変えて海外で戦争をする国をつくらうとする動きと一体のものであります。憲法改定を進める自民党などが言う愛国心とは、戦争する国に忠誠を誓えというものに他なりません。そのために教育を利用しようとしています。それは、前文から憲法と教育基本法とが一体のものであることを明記した言葉を削除し、平和を希求する人間の育成という理念を取り去っていることから見ても明らかであります。

また、政府・財界は教育の世界を一層競争本位にして、子どもたちをいち早い時期から負け組、勝ち組に分けて、弱肉強食の経済社会に順応する人間をつくることをねらっています。その考え方は、落ちこぼれの底辺を上げることばかりに注いできた労力を、できる者を限りなく伸ばすことに振り向ける、あるいは限りなくできない非才、無才には、せめて実直な精神だけを養ってもらえばいいという教育審議会の委員などの発言に見られますように明らかになっています。この教育基本法改定は、先に言いましたように海外で戦争する国、弱肉強食の経済社会づくりという2つの国策に従う人間をつくることをねらいとしています。

そこで市長、教育長にお聞きいたします。

憲法と一体に制定された教育基本法は、日本が引き起こした侵略戦争によりましてアジア2,000万人以上、日本国民300万人以上の痛ましい犠牲をつくったことへの痛苦の反省に立ったものであります。時の軍国主義が子どもたちに「日本は神の国」「お国のために命を捨てよ」と教え込み、若者たちを侵略戦争に駆り立てたことを根本から反省し、平和、人権尊重、民主主義という憲法の理想を実現する人間を育てようという決意に立って、日本国民は教育基本法を制定したのであります。

よって、教育基本法の改悪は、子どもたちの成長に深刻な悪影響を及ぼすと共に、我が国の平和と人権、民主主義にとって極めて重大な危険をもたらすものであります。それは

憲法の平和と民主主義の理念に反すると考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目に、JR踏切の安全対策についてお聞きいたします。

子どもの安全対策についてはこれまでも質問してまいりましたが、市内全体を見ました場合、さらに改善の必要なところがあります。今回2つの踏切の安全対策について質問をいたします。

1点目には、市道1号線とJR琵琶湖線が交差する柿ノ木原踏切の問題です。この踏切は篠原小学校の通学路上にありまして、多くの児童が通学をしています。しかし、市道部分は歩道が整備され安全が確保されておりますが、踏切内の鉄道敷部分は歩道がありません。子どもたちは歩道から踏切を渡るときには鉄道敷に入らなくてはなりません。朝夕の通勤時には多くの自動車も通行し、子どもたちは通過する自動車とすれすれに踏切を渡らなくてはなりません。危険なものとなっています。

これまで周辺自治会はもちろん、小学校PTAからも早期の改善要望が出されています。しかし、JR西日本は他の踏切の閉鎖を条件にして、なかなか拡幅などの安全対策を講じてこなかったわけでありますが、子どもの安全対策は急務であります。市当局もご承知だと思いますが、この踏切では昨年4月15日、また今年4月5日の2回、軽微であります。が、自動車による踏切事故も発生しています。この踏切は先に言いましたように鉄道敷部分か極端に狭いため、自動車にとっても危険であり、これが児童の通学路であればなおさら危険なものであります。

2点目には、祇王小学校近くの市道小堤永原線とJR西日本と交差する新踏切の問題です。この踏切は、市道篠原上屋線との交差も危険であり、二重に危険な踏切であります。自動車同士の交差も危険であります。とりわけ小堤永原線では、踏切の手前までは歩道が整備されましたが、踏切付近だけが放置され、通学する児童にとって危険です。この踏切と市道の改善も小学校やPTAから要望が出ております。

以上、早期に改善すべきと考えますが、当局の見解をお聞きいたします。

3点目に、イオン問題についてであります。

過日行われました会派の説明会で、当初4月工事着工、10月開店予定が、約半年間遅れることが報告されました。いずれにしましても遅かれ早かれオープンするわけでありませんが、この間の若干の課題について改めてお聞きいたします。

まず1点目に、営業時間の問題であります。この時間については、これまで地元商業や住環境、青少年問題等の観点から、24時間営業は重大な影響があるとの声が多数寄せら

れ、議論されてきたところであります。これまで市議会でも一貫してこの問題も聞いてまいりましたが、その結果、答弁では24時間営業をしないように強く指導していると答弁されました。しかし、去る4月2日開催されました大店立地法に基づく地元説明会において、イオンは県への届けで24時間営業を申請していることが明らかになりました。

この24時間営業の届けについて、イオンは「経営方針の基本は24時間営業である、中主店の実際の営業時間は地元や市などの要望を踏まえ、運用で調整するとしています。さらに、営業時間の変更が必要な場合はご理解を賜りながら進めると説明を行いましたが、24時間営業の申請そのものは譲れないとしています。しかし、いろんなことを言っておりますが、これは口約束でありまして、イオンは確固とした住民同意による営業時間の設定の確約は表明していないのであります。仮にオープン時は午後10時までになりまして、以後この約束が守られるかは疑問であります。以前のときにも言いましたが、他の店舗の例では、当初午後11時までの営業時間がその後24時間営業に変更された例があるなど、とどのつまり、企業の経営方針が優先されます。

そもそも、今回のイオン誘致は、工業団地の企業誘致に失敗してその打開策として市有地に誘致しようとするものであります。それだけに行政責任は重大なのです。よって、行政自身が市民の立場に立ち、24時間営業はしないこと、またそのための確約をとるべきだと私は考えます。見解をお聞きいたします。

2点目に、商業支援として共同店舗の検討がされておりますが、その内容と商業者支援との関係について、この際聞いておきます。

4点目に、野洲病院の小児科日曜診療の問題についてお聞きいたします。

野洲病院では、これまで市民の要望に応え、野洲病院と行政の努力で小児科、外科、内科の3科が日曜日午前9時から12時まで診療実施されています。この野洲病院の日曜診療は一般診療でありまして、日曜日の診療としては通常診療としては県下で野洲病院だけだと思います。

ところが、この野洲病院の日曜診療のうち、小児科について、このままでは廃止されかねない事態が出ています。これは、日曜診療のうち内科と外科は野洲病院の医師で対応していますが、小児科については滋賀医大から医師の派遣を受け実施しています。

ところが、今年4月から草津市が主に財政負担し、滋賀医大と草津総合病院の三者で草津市小児救急医療センターがオープンしました。このセンターは24時間年中無休でありまして、医師については野洲病院と同じく滋賀医大が医師を派遣しています。

この草津市の小児救急医療センターの開設そのものはいいのでありますが、このことにより滋賀医大から、湖南圏内の体制が整備されたということで野洲病院への医師派遣は中止するということが表明されています。現在、野洲病院では平日は小児科医2名で対応されています。もし、滋賀医大から日曜日の医師派遣が中止されると、日曜日の小児科診療ができなくなります。

この野洲病院の日曜診療の受診実績は、小児科が多数を占めておりまして、年間約3,000人の需要があります。同時に、日曜に診療を行っているということで、地元野洲はもちろん、甲賀市、湖南市、竜王町、近江八幡市からも受診があり、地域医療として大きな役割を果たしています。この役割を果たしている日曜診療が廃止されますと、まさにこれまで築いてきた地域医療の崩壊といっても過言ではありません。

以上、経過を若干述べましたが、重要な日曜日の小児科診療は絶対存続させるべきでありまして、市として滋賀医大や県当局などに医師派遣の存続を強く要望すべきであります。市当局の見解と対応をお聞きいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 教育基本法の問題について、教育長にということでしたが、私も答えよということですので、若干答えさせていただきたいと思います。

先々週、全国市長会が東京で開催されました。ただいま小菅さんが細かく条文等について種々おっしゃいましたが、我々はまだ成案となっておりますので、成文については存知しておりませんが、ただそのときに来賓として文部科学大臣がお見えになりまして、こういう教育基本法をつくるのだと、こういう説明をされました。そのことについているとお話をお聞きしましたので、今回の改正については、やはり将来の我が国の未来を拓く教育基本法の確立を図るのだと、こういうごあいさつをされました。

その内容については、第1にこの法律においては、今までなかった前文を設けると。内容は、前文を設けると、こういう説明をされました。第2番目には、教育の目的、目標について、特に人格の完成に加えて個人の価値観の尊重を図っていく、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参加をしていただくようにする、これが2点目です。3点目は、現行法にも規定されている義務教育、学校教育及び社会教育に加え、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育並びに学校、家庭及び地域住民の相互の連携の協力について、新たに規定をしていく。4点目には、教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興計画の策定を行っていくと、このような4つの柱をもって説明されました。

しかし、この法案は十分な議論もされないままに継続審議として処理されることになりましたね。そこで、それぞれの多様な意見があるようでもございますし、私としては今後の国での審議の経過を慎重に見守っていきたいと、こういう思いでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 小菅議員の教育基本法の改定につきましてお答えをいたします。

ただいまご質問にありました教育基本法の改定につきましてでございますが、ご承知のように教育基本法の改正案は今国会に提出されまして、衆議院において本格論戦が行われました。継続審議になったわけでございますが、与党内にも多様な意見があることも実情でございます。私としては、すべての国民の人権が尊重されまして、我が国の平和と民主主義がより維持発展されていくよう、今後審議の経過を慎重に見守っていきたいと考えております。

教育基本法は、昭和22年3月31日に法律第25号として制定されました。その前文には、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現には、根本において教育の力にまつべきものである。われらは個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にして、しかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない。ここに日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」というふうにあります。

このことから、いわゆる平和憲法と言われる日本国憲法に、まさにのっとった教育基本法でございます。今回出されている改正案にも、この精神は何ら変わることはないと感じております。

ご指摘のように、確かに現在さまざまな教育の課題がありますが、それらを解決し、児童・生徒が安心して、意欲を持って学んでいけるよう、私たち教育に携わる者として、この教育基本法の精神を生かした教育施策に沿って、今後とも鋭意努力し続けていこうと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、次に2点目のJR踏切の安全対策に係るご質

問にお答えいたします。

野洲市内には、ＪＲの踏切が５カ所あります。それぞれ地域住民を中心とした利用者に欠くことのできない重要な通行経路として供用しております。しかし、一方で踏切における事故は鉄道事故全体の約６０％を占めており、危険度の高い数字でもあります。このように、利用者の利便性確保と安全確保は相反する課題であり、これの解決には立体交差が最善の安全策であると考えます。

しかし、経済性、用地確保を含めた地形的条件を勘案しますと、現実性は低いと思います。さらに、前述のように踏切は危険性の高い施設であるため、残念ながらその拡幅、改良についてもＪＲの理解を得るに至っておりません。

ご指摘の新踏切による祇王小学校前の市道小堤永原線につきましては、平成１５年度より歩道拡張工事を実施してまいりましたが、踏切部分の拡幅は依然として実現できず、歩行者にとって決して安全な状態とは言えないものであります。

また、市道小篠原上屋線とＪＲ琵琶湖線が至近距離にあるということで、平行していることから、交差点としても危険な状況であることも事実であります。

このような状況のもと、立体交差の実現には相当の時間を要する現状を考慮しますと、ＪＲに対しまして歩道部分の拡幅について理解と協力を求める一方で、当面の対応といたしまして、次善の策ではありますが、両踏切に共通しますが、現有施設の範囲において、歩行者の通行部分について着色等の措置により、歩行者の安全確保が少しでもできるように、関係機関と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部次長。

環境経済部次長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の３点目のイオン問題についてお答えをさせていただきます。

まず１点目の２４時間営業をしない確約についてでございますが、営業時間につきましては、イオン株式会社は基本スタイルである２４時間営業を予定されておりました。しかし、昨年来の地元説明会では、２４時間営業の影響を心配する意見が多く、この問題に関して住民の理解が得られないまま２４時間営業しないよう、市としても要請を続けております。

市とイオン株式会社との協議の中では、常に出店に際しては住民の声を大切にして対応いただくよう要請しており、特に２４時間営業しないことに関しては、本年２月に文書を

もってイオン株式会社に申し入れをしております。

イオン株式会社は、市の要請や住民等の意見を踏まえまして、営業時間については運用において調整すると、地元説明会等で回答しているところでございますので、この回答は市としても大変重みのあるものと受けとめております。

次に、2点目の商業者支援としての共同店舗の検討内容についてであります。共同店舗につきましては、商工会の要望を受けまして、イオン株式会社出店地横の市有地の貸与や施設の整備経費に対する支援を考えておるところでございます。

施設の基本的な考え方としましては、イオン株式会社の店舗の集客力を生かしまして、主に地産地消の推進を目的とする販売施設を想定しております。具体的な内容につきましては、本年度に中主商工会が設置されます検討委員会の中で協議することとなっております。

市といたしましても、検討に係る支援として、検討委員会の運営経費及び委託経費を補助する予定をいたしております。また、この検討委員会に市の職員が参画して、引き続いたの協議を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、4点目の野洲病院の小児科日曜日診療についてのご質問にお答えいたします。

野洲病院の日曜診療小児科外来につきましては、昭和56年より実施されており、25年の実績を持っておられます。市内はもちろんのこと、近隣市町からの患者も多く、その実績は昨年度で2,947人を数え、地域医療の中核病院として大きく貢献されております。

それが、議員のご質問の中で経過を述べられたように、日曜診療小児科外来の存続が危ぶまれておりますことは、子育て中の保護者にとっての影響は大きく、地域医療の後退につながる問題であります。

このことから、理事会で報告を受けた翌5月24日に、野洲病院に対し、日曜診療小児科外来の存続について取り組むよう要望し、6月8日には市長が滋賀医科大学に小児科医師の派遣継続についてお願いに上がりました。

いずれにしましても、引き続き日曜診療小児科外来が存続されるよう、病院をはじめ関係機関に働きかけをしまいたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） まず、1点目の教育基本法の問題であります。市長も教育長も結論的には今後の審議を見守るということではあります。教育長は今回の改正にはいろんな意見があって、人権、平和、民主主義が発展するならば云々と言われましたが、その言われた部分を取っ払おうというのが今回の改定の内容でありますので、いずれにしましても審議を見守るということでこれ以上の答弁もいただけないと思いますので、問題があるということは、一番初めに質問しましたようにくんでいただきたいと思います。

ただ、1点だけ教育長、教育委員会にお聞きしたいと思います。

愛国心を押し付けようと、子どもはそう思っているわけですが、さっき言いましたように憲法と内心の自由を侵すものであります。全国的に愛国心を強要する通知表、それを採用している学校がいろいろあるわけですが、本市の場合、現在、またさかのぼって採用していた学校があったのか、なかったのか。それをちょっとお聞きしておきたいと思います。といいますのは、教育基本法を今回改悪、改正していわゆる愛国心を法律の中に記入して到達度をはかろうとしているのが目的であります。それを進めている政府ですら、国会では首相ですら通知表で愛国心をはかるのは率直に言って評価するのは難しい、こういう項目はなくてもいい、文部科学大臣はA、B、C、到達を付けるなんてとんでもないと言っているわけですね。そういう重大な問題でありますので、本市の場合、小・中学校どうなのか、この際確認しておきたいと思います。

次に、踏切の拡幅の問題であります。いずれにしる、これは一番初めに言いましたように、全国的に、この野洲市もそうありますが、踏切の拡幅についてはとにかくJRが周辺の閉鎖を条件にして遅々として進まなかった。これは全国共通だと思っておりますけれども、それが、拡幅の基準が緩和された、これは市当局も多分ご承知だと思っておりますけれども、国土交通省が平成13年10月1日に全国の各運輸局に通達を出しているのです。踏切の拡幅に関わる指針の取り扱いという内容であります。これは市の方もご承知でしょうか。こういう通達を出しているわけではあります。この新しい通達は、基本はこれまでと同じように踏切の立体化、あるいは周辺の閉鎖を前提にしております。しかし、ただし書きが付きました。今回新しい基準にはこう書かれています。踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な踏切の場合については、その緊急性にかんがみ、踏切の統廃合を行わずに実施できるものとする、こういう新しい文言が入りまして、この国土交通省の通達に

基づきまして、近畿運輸局は管内の鉄道事業所に同趣旨の徹底のための通知を出しているわけなのですね。滋賀県では近江鉄道、信楽高原鉄道、また滋賀県だけではないですけどもＪＲ西日本に、国の基準が変わったからそれに対応せよというのを近畿運輸局が各鉄道事業所に出しているわけなのですね。だから、改めてお聞きしたいのですけれども、これまでかたくなにＪＲは周辺の踏切閉鎖の条件を出していたのですけれども、これが大きく緩和されましたので、例えば柿ノ木原の踏切はたしかＪＲ西日本、近畿運輸局、また県下関係自治体で構成されております踏切道路調整連絡協議会でも、危険踏切の一つになっていると思うのですね。だから、国の基準が、通達が出されたことも踏まえて、要望活動を強化されるべきだと私は思うのですね。先ほどの部長の答弁では、ＪＲの理解が得られるに至っていないと言われましたが、私のこの指針に基づいて改めて積極的な要望をすべきだと考えますが、そういう立場で、この通達は１３年１０月１日に出されておりますが、この間ＪＲに働きかけられたのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それと、３点目にイオンの問題であります。先ほど答弁も言われましたように、２４時間営業の申請に不安の声が広がっています。営業時間は運用で対応と言われておりますが、初めに言いましたが、この約束が守られる保証はないのですね。先ほど答弁でいろいろ言われましたが、答弁では２４時間を行わないよう要請をしている、文書で申し入れた、回答には重みがあると言われましたが、答弁がちょっと後退していると思うのですよね。初めに言いましたように、以前の私の議会質問のときには、イオンに強く指導すると答弁されたのですね。今回は要請している、これはいかなものかと思うのです。私はやはりこれまで強く指導すると表明したからには、市民に対してきちっと責任をとるべきだと思いますので、イオンと市との関係できちっとした確約をとるべきだと思うのです。大店法の届けでは２４時間営業を申請しているのですから、これが通れば単なる要請や申し入れは、言い方は悪いのですけれどもあってないようなもの。だから、確約を文書等で私はとるべきだと思うのですけれども、それについて改めて見解をお聞きいたします。

それと、最後は野洲病院の問題であります。私の考えも市の考えも全く一緒に、ここで市の考えがどうだこうだというつもりはもうなくて、まさに市も市議会も市民も一体となって病院なり、滋賀医大なり、積極的な働きかけをしなければならないと思うのですけれども、最高責任者の市長の姿勢が大事だと思いますので、この際市長の見解もお聞きしておきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

愛国心について、特に本市では評価項目に挙げて通知表に項目をつくっているのかどうか、こういうようなご質問であったかと思うのですけれども、それはございません。私も長年の教職経験がありますけれども、そういった経験はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 小菅議員の再度の質問でございますが、まず要望活動を行っているかということ、これは毎年市あるいは踏切道路調整促進協議会の中でも毎年行っております。特に、法改正のことに触れられましたが、この法につきましては、5年ごとに時限立法で成立されたものでございまして、小菅議員が示されたその内容についてもこちらも把握しております。議員の先ほどの質問の中にもありましたように、なかなかJRが基本を崩さないということでございますので、今後も引き続き粘り強く要望活動をしてまいりたいと思います。そうした中で、この法の基本に基づいて改良に向けた努力をすると共に、現状認識を十分JRに伝えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部次長。

環境経済部次長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の再度の質問にお答えいたします。

特に、24時間営業について答弁では口約束に過ぎないと、そんなことでやはり確約をとるべき、あるいは以前の回答では指導するということが要請とトーンダウンしているのではないかというようなことでございますが、決してそのようなことはないと思っております。先ほども申し上げましたとおり、協議する中では常に24時間営業をしないようお願いしているところでございますし、そして最近の説明会におきましても、イオンとしてはやはり地元の合意が得られなければ24時間はしないような発言もされております。そんなことで信用しておるところでございます。

先ほども申し上げましたが、何回もお出会いもさせていただいておりますし、そして市長の方もお出会いもさせていただいて、この件に対しては強くお願いをしております。そして、実は大店立地法に基づきます県の意見書の提出というのがございまして、これが6月24日、4カ月以内に届け出るということもございまして、意見書提出がございまして。そのことに関しましても、今、市としての意見を出していくということも検討しております。

て、近々に内容を精査しまして、出していきたいというふうにも考えておるところでございます。

イオンの出店スタイルからそういう大店法の届け出をしましたが、当然イオンは常日ごろ言っておりますように、地元と共存共栄といいますが、そういうことで営業展開をしたいということでもございますので、市等の指導もございます。あるいは住民要望もございますので、24時間営業をしないように今後も引き続き指導、要請をしていきたいというふうに思います。

以上、回答といたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） いろいろとご質問がございましたが、最後の野洲病院の問題、これはもう部長が答えたとおりでございます。今まで野洲市民の健康管理を果たしてくれた野洲病院、これからも保健、福祉、医療がネットワークを組んできちっと住民の健康管理をやっていこうという最中にこういう問題が発生したと。ただ、私はこの湖南4市の中で、今まで、古い話になりますが、伝染病組合がありまして、これも湖南一体でやってまいりました。その後日曜休日診療所もやってきました。すべて4市で取り組んできた中で、先ほど質問の中でございましたように、草津市が云々という言葉が出ますと、これはやはり行政として許しがたいことなのですね。やっぱり4市がきちっとネットワークを組んで医療体系をどうしていくのだと、こういう問題を一からやり直さないといけないだろうと。大学の問題は別にいたしましても、そんな思いをしているところでございまして、我々行政ですから、県、保健所の指導も仰ぎながらそういうものを取り組んでいきたい、こういうふうに思います。

イオンのことで熱心に、議会のたびにご質問をいただいて非常に心配をおかけしておりますが、基本的には地域の住民の皆さんの意見は踏襲しようと考えておりますが、全国で数百店の店を持つイオンが、殊野洲市の中だけで24時で閉めよと、こういうことがまかり通ることかと。また、旧中主という地域の中でそれだけの大きな店舗が来て、本当に24時間の経営ができるのか考えたときに、また経営をすることによってどれだけの公害が出るのか、また、あるいは青少年などの非行の問題につながるのかと考えたときに、現在中主のあの西河原地区にはコンビニが3軒あります。24時間開店しているのですよ。こういう結果が出ているか。そういうことも踏まえて総体的に考えないといけない。私が一番気にするのは、小菅さんもご承知だと思うのですが、590円の値段ですよ。わかりま

した、もうこれ以上言いません。だから理解をして下さい。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 踏切の問題であります。先ほどこれまでの国の指針、通達が変わったことを知っているようなことを言われましたが、先ほどの質問の中でJRについて最近、いつ直接要請行動されたのか答弁がなかったのですけれども、多分この数年間されていないと思うのです。この通達が変わってから。幾ら国の通達が変わってもJRに通達に基づいて要請をしなければ進むわけがありませんので、この問題も先ほどの野洲病院の問題ではないですが、緊急に早くしなければならない問題でありますので、積極的に進めたいと思います。これも、先ほど言いましたように、とりわけ市長が先頭に立ってJRなり関係機関にやってもらわなければならないと思います。

関連して一言だけ言っておきますが、この新しい通達が出てから、この関連で昨年12月に旧甲南町の宝木踏切というのがあるのですけれども、ここもこれまでさんざん周辺の踏切の閉鎖を条件にしてずっと進まなかったところなのですね。しかし、JR西日本は地元自治体から要望があれば協議に応じると答えたのですね、この通達後。だからこの通達を生かす行政を、要請を市がやらないといけないのですね。この通達が出た後、2年も3年もJRに直接何も要請していないのは、やはりそこが問題だと思いますので、今言いましたことを含めて、できたら市長にお聞きしたいですね。よろしくお聞きしたいと思いません。

それと、イオンの問題であります。次長、信用しているとか言われますが、オープンは今春ごろだと言われますが、もう工事も始まるわけですが、しからば現時点でイオンは今何時と言っているのですか。全然見えてこない、聞こえてこないのですね。そこまでイオンが地元の意見、要望に一定応えるというのなら、いったい何時までと言っているのですか。それすら明らかにしていないのですか。それではイオンの姿勢が信用できないと思うのですけれども、その点どうなのかお聞きしておきたいと思いません。

それと、一番初めの質問のときに言いましたが、共同店舗の問題であります。地産地消を想定していると言われましたが、しからば地産地消の共同店舗であれば、例えば旧中主でいうと約60店ですかね、地元商業者があるのが。当然、地産地消を想定した、特産物を想定した共同店舗であれば、例えば電気屋さんとか文具屋さんとか、そういうのは対象にならないのですか。共同店舗の地産地消、特産物を想定しているのであれば、旧中主

で約60店の商業者がいると思いますが、何店がその対象になるのかどうか。逆にいったら対象にならないというのは、商業者支援にならないというのは問題だと思うのですが、対象にならない業者については、その対象業者が共同店舗に申し込むか申し込まないかは別ですよ。本人の問題ですから。頭から地産地消が対象者であれば、外れる業者がいっぱい出てくると思うのですが、何店ぐらい商工業者があって、市の言う地産地消、特産物としての入れる対象業者、その数字的なやつをお聞きしておきたいと思います。

もう一度イオンの1点目の問題に戻りますが、信用しているとかではもう限界がありますので、実際何時までいっているのかということをお聞きしましたが、今大店法が事実上あってないような法律ですので、以前には条例制定も含めて私は検討すべきだということ、そのために質問したわけなのですから、それがたちまち今ないのであれば、やはりあくまで私は確約を求めるべきだと思うので、信用しているとかでは駄目なので、本当に結ぶ意思がないのかどうか。それと、意見書を24日までに出すということですか。その内容、今私が言ったような内容をどこまで含んでいるのか、どんな内容なのか、この際ぜひ教えていただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部次長。

都市建設部次長（堤 文男君） ただいまの小菅議員の踏切道の改良についての協議をやっているのかというふうなご質問でございますけれども、確かにJRと直接というのは余り回数はありません。ただ、先ほど議員の方もご承知していただいたと思いますけれども、踏切道の調整連絡会議というのが毎年1回、これは運輸局あるいは整備局、JRも含めて会議をしております。その中で、柿ノ木原あるいは新踏切については協議というふうな形で、調書を上げさせていただいております。そういった中で、確かに踏切道の改良促進法の改正に伴いまして、協議自体非常にやりやすくなっているかとは思いますが、実際にはやはりJRの合意というものがなくなってまいりますので、この点は今後こういった連絡会議の中でも強く意見を申し上げて、できるだけ早く改良できるように努力したいと、こういうふうに思います。

よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部次長。

環境経済部次長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

何点かあったので、整理して申し上げたいと思いますが、まず信用しているという私の

発言に、本当にそれでいいのかということなのですからけれども、私も16年10月から事務レベルで協議を進めてきた経過もございます。そういう意味も込めて申し上げたのですが、まず何時までという確約でございますが、これはイオンの言い分ではございますが、まだ今営業部隊が決まっていない、今は開発主導でやっておられますので、そういうこともございまして、発言の中には24時ということはお出ておりますが、それがそうなのかということはまだはっきり明確な答えはいただいております。

それと、次に意見書の提出でございますが、先ほどもその内容等を今精査検討しているということを申し上げましたが、大店立地法の関係で6月24日が県への提出期限となっております。これは、住民さん、個人さんについてもですし、市も意見が出せるというようなことになってございますので、その内容を今精査しているところでございますが、基本的には、いろいろ住民説明会でも問題となっております交通対策、騒音対策、環境対策等万全な対策をとっていただきたい、それと地域性に基づきまして地域社会との共生に努めていただきたいということが第1点でございます。それと、特に夜間騒音、あるいは青少年の健全育成、生活環境の保持等の観点から、営業時間につきましては、先ほどちらっと申し上げましたが、24時までに閉店していただくようにという内容を現在考えてございます。

それと、共同店舗の地産地消という部分でございます。これにつきましては、地元商業者にそれで支援になるのかというようなことだと思うのですが、これにつきましては、当然メインは地産地消、特産品販売ということを考えてございますが、すべてがそうなるとは今現在では思っておりません。それと、出店方法によりますが、組合方式で組合法人をつくるだとか、あるいは会社組織、昔で言う三セク関係ですか、そういうやり方とかいろいろ運営形態があると思うのですが、そこへ地元商業者に出資していただく形態もあると思います。そんなことから、そういう運営形態あるいはどういう内容で施設をつくっていくか等につきましては、先ほど回答しましたとおり商工会の検討委員会をお願いしているところでございまして、その中でも市が支援をしていくという基本的な考え方もございますので、市の職員もそこへ参画して行って、今後の運営形態等を含んで検討していきたいということでございます。何らかの形で地元商業者も入っていただくことは可能だというふうな判断をしております、それが支援につながっていくというふうには考えております。

60店と先ほど話があったのですが、それで何店ぐらいどうなっているのは、

ちょっと今把握はしておりません。そういうことも含めまして、今後検討委員会で検討する中で、どれだけの商業者支援がそれのできるかということも含んで、私どもも一緒に考えていきたい。それがひいては地元の商業者支援になるというふうにも考えております。地元商業者支援を基本において、今後も進めてまいりたいというふうにも考えております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 46 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第 12 号、第 14 番、中田幸子君。

14 番（中田幸子君） 第 14 番、中田幸子でございます。

私は、次世代の育成支援と少子化対策についての質問をいたします。

近年、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が著しく変化しており、大人が子どもの豊かな人格を形成し社会の自立した担い手としてはぐくむために、より一層の取り組みが求められております。また、子どもの減少による過保護や過干渉、子ども同士の交流機会の減少など、子どもの社会性をはぐくむ機会の喪失が影響しておりますが、少子化の要因として未婚率の上昇や晩婚化の進行も考えられます。個人の価値観や生活様式の変化に伴って、結婚しても子どもを産みたくない人も増加しており、産めない社会的要因があればこれを取り除くことが必要であります。

国においては少子化の流れを変えるためのもう一段の対策を国の基本計画として推進するため、平成 15 年次世代育成支援対策推進法が制定されました。そして 16 年 12 月には少子化社会対策大綱が策定され、4 つの重要課題が示されました。1、若者の自立とたくましい子どもの育ち、2、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、3、命の大切さ、家庭の役割等についての理解、4、子育ての新たな支え合いと連携の 4 点ですが、これまでのプランでは、保育関係事業を中心に目標が設定されておりましたが、今回は若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野で具体的な目標を設定されております。

野洲市においても、平成 17 年 3 月に次世代育成支援行動計画が策定されました。本計画では、子どもを安心して産み育てられることができる環境づくり、子ども自身が生きる力を身に付け、親やその家族もまた人として成長し、未来の夢や希望が持てることを目標とされております。プランに掲げた施策の実施を通じて、子どもが健康に育つ社会、子ど

もを産み育てることに喜びを感じることでできる社会への転換がどのように進んでいるのかわかるよう、おおむね10年後を展望した目指すべき社会の姿を提示されています。

こうしたことから次のことをお尋ねいたします。

1、次世代育成支援行動計画が策定され、17年度における大きな実績は何でありましたか。

2、子育て生活に配慮した働き方の改善についてお尋ねいたします。

3、家庭教育の充実と親としての意識の醸成について。

4、少子化問題の要因とその対策について。

5、子育て・子育てにやさしい環境づくりについて。

以上のことについてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 中田議員の次世代育成支援と少子化対策についての5点のご質問にお答えいたします。

第1点目の平成16年度に策定しました次世代育成支援行動計画の平成17年度の実績についてですが、この計画の中核をなす保育・子育て支援事業の目標量で申し上げますと、まず定期的な保育では、無認可保育所のしみんふくし保育の家の認可に向けて支援をいたしまして、平成17年9月に県の認可を受けることができ、定員45人の認可園として出発し、保育環境の整備に努めました。また、一時的な保育事業では、親の急な外出や病気等のため、家庭で子どもの保育ができない場合に一時的に子どもを預かる一時保育を、2カ所の私立保育園で開設することが可能になりました。

第2点目の子育て生活に配慮した働き方の改善については、事業主と勤労者双方の意識改革、制度の充実とその周知、これらを相互に関連付けて啓発していくことが重要と考えます。市としましては、策定した計画に沿ってでき得る限りの啓発に努めてまいります。

第3点目の家庭教育の充実と親としての意識の醸成についてのご質問についてお答えいたします。子どもにとっての生活の場の基本は家庭でありまして、子どもの健やかな成長にとって、家庭の果たす役割は重要なものであります。今日の家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、家庭の教育力が低下傾向にあると、そういう現状から生涯学習振興事業の中で家庭教育に関する啓発に取り組んでおり、また各公民館において子育て元気セミナーや親子ふれあい教室などを開催し、多様な子育てに関する学習機会や情報を提供いたしております。また、子どもと共に親自身が成長する親育ても重要な課題でありますことが

ら、子育て家庭やこれから親になる方への学習講座の充実に取り組んでいきたいと考えております。

第4点目の少子化問題の要因とその対策についてですが、本市においても全国的な少子化の要因とほぼ同じ傾向にあると思われまます。特に、子育てに対する不安感や孤独感、子育てと仕事の両立の負担感などが大きな要因だと考えられます。本市では、平成16年2月に実施した子育てニーズの調査結果では、少子化問題の要因として「子育てには教育費を含めてお金がかかる」が最も多く、次いで「仕事をしながら子どもを育てるのが難しい」という調査結果になっています。これらへの対策につきましては、福祉、教育、就労、地域支援と幅広い総合的な支援体制の確立が必要と考えますので、先の奥村議員の少子化対策でお答えをしましたとおり、少子化対策会議の中で議論してまいります。

第5点目の子育て・子育てにやさしい環境づくりについては、子育てや子育てにやさしい環境づくりを目指します地域教育協議会の活動に対する支援や、県が実施しております社会性や自立性を身に付けた子どもを育てるための「しがこども体験学校」の活用と啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 中田幸子君。

14番（中田幸子君） 実績については無認可支援のところは1カ所新しく、先の議員さんにきたの保育園もあって2カ所一時預かりされているようにお聞きしていたのですが、新しくできたのが1カ所ということなのですね。今年度、平成17年9月からという意味なのですね。実際には2カ所ですね。それをもう一度聞きたいのと、それから、2点目の事業主の意識改革とか周知とかをされているということについてもわかりました。それと、3点目の親の醸成については、家庭の果たす役割が重要であると。で、やっぱり家庭の教育の低下ということが言われているということで、また4点目の要因、その対策については、不安感とか負担感、子育てニーズの中で教育費がかかるとか、仕事と子育ての両立ができないとかということ、それから5点目は子育て・子育てにやさしい環境づくりについては、「しがこども体験学校」をもとにしてというお答えを今いただきましたけれども、再質問をさせていただきたいと思ひます。

1点目の17年度の次世代育成支援行動計画の実績についてお尋ねさせていただきます。3点ほどこのことについて関連してお伺いいたしたいと思ひます。

今ご答弁もいただきましたように、確かに急用のときや体調を崩しているときとか、そ

ういうときの保育、一時的に預かっていただけるところは本当にあるべきだと、私も必要だと考えております。現在、2カ所で開設されていると私は認識しているのですけれども、その一時保育のあり方とか内容について、どのようなあり方なのか、内容は何時から何時預かるとかというようなことについて、そしてまた緊急時の預かり方、例えば真夜中でも預かるのかとか、そういうことのあり方について具体的に取り組みを伺いたいと思います。

2点目は、この行動計画が17年度から21年度までの5カ年の計画、それを1期として定められておりますが、年次的に進められていると思います。17年度はわかりましたので、今年度はどのような大きな目標を持って進められるのかをお伺いいたしたいと思えます。

それから、3点目は計画策定の趣旨に掲げられております、多分お手元にあると思いますが、子育てサポートプラン、ここの中の2ページ目の計画策定の趣旨のところ、五、六行目のところに、旧2町の特徴を生かし、野洲と中主のことだと思いますが、合併してからその2つのまちの特徴を生かしつつ、すべての野洲市民が喜びを感じながら子育てに関われるように応援していきたいということは、私がとるには旧中主町の特徴は主に何であったのか。それから旧野洲町の特徴は何であったのか。それをあわせて進めてきたんだと。では、1点、2点でいいですから、それを教えて下さい。

そして、もう一つ、すべての市民が喜びを感じながら、すべてということは一人も残さずと私は解釈させていただきます。その一人も残さずの市民が喜びを全員感じて実践していける、事実上実践できるかどうか、この点についての説明をお伺いいたします。

次に、2件目の子育て生活に配慮した働き方についてお伺いいたします。これも3点ほどお伺いいたします。

平成11年度より、育児休業制度の導入が全企業の事務所に義務付けられましたね。休業しにくい職場の雰囲気や育児休業中の収入減少により、休みにくいのが現状でございます。なぜ、こういうふうになりにくいとなるのか、調査されたのかお伺いいたします。

2点目の出産や育児等によって退職した女性の再就職の支援や職業能力の向上の機会づくりをされているということですが、この施策目標を示されております平成17年度実施された成果の上があったものは何でございますか、お伺いいたします。

また、私からの提案でございますけれども、こういうことを踏まえまして、休業しにくいことや収入減を考えてみますと、育児休業中に企業とのつながりを持つためにも、育児をしながら家庭でもできる仕事を希望される方に進めてみてはどうでしょうか。そして、

仕事をしながら3歳までは家庭で育児ができるシステムを企業に提案していただきたい。現状では、育児休業も子どもが1歳までとっておりますが、三つ子の魂百までと言われるように、3歳までは親の愛情で温もりのある家庭で子どもを育てることが、次世代を担う子どもが育つ、大人の私たちの大きな役目と考えておりますが、以上の件についてお伺いいたします。

3件目の家庭教育の充実と親の意識の醸成については、4点お伺いさせていただきます。

家庭教育の影響には、学校教育も大きく関わっております。そして、次世代育成支援につながっていくと考えております。そこで、学校教育においては小、中、高と発達段階に応じて少子化問題とその対応についての理解や高齢化社会の学習が必要と考えますが、取り組みについて伺います。

2点目、性教育の仕組みを指導するのによいのですが、大切なことは子どもを産み育て、そして意義のある、喜びのある教育、指導の方が重要ではございませんか。命の尊さを学ぶことで、命が世代から世代へと受け継がれていくと考えますが、このことについてお伺いいたします。

3点目、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするためには、中高生が保育所や幼稚園での保育体験、また児童館や公民館でのふれあい交流や乳幼児の健診の場などに参加し、体験学習は効果あるものと思いますが、この取り組みについてもお伺いいたします。

子育てをしている親の不安感についてでございますが、いろいろと講座を開催し啓発されておられますが、本当に必要なのはこの講座に参加されていない方たち、その指導が届いていない方たちへの指導が大切と私は思っております。母親の肉体的、精神的、時間的、経済的、そんな不安や負担感を緩和、除去し、家庭を持って子育てできる社会システムづくりについては、その取り組みについて本当に必要な人への指導をどう進めていかれるのか伺います。

4点目、少子化問題の要因と対策についてでございますが、要因については数え切れないほどあると思いますが、少子化対策会議で対策に取り組んでいただけるということで期待をいたしております。もう2点だけお伺いいたします。

子育て支援委員会の設置についての内容と具体的な取り組みをお示し下さい。そして、奨学金、授業料の減免についてはどうなっているのか、お伺いいたします。

5点目の子育て・子育てにやさしい環境づくりについては、本市においては医療費等の助成や児童手当の支給等になお一層の経済的負担の軽減を進めていかれる施策目標があり、

早期実現を望みます。

次に1点お伺いいたしておきます。

今日の子どもたちは、実体験が不足しております。子どもたちが豊かな人間性や社会性を培うためには、日常生活のさまざまな場面での人との関わり、直接触れたり感じたり考える体験が必要です。お答えいただきました「しが5つの教科書」は、本県に住む子どもたちが、発達段階に応じて人、まち、自然、田んぼ、文化芸術をテーマに体験学習、体験活動の取り組み、地域における子育て支援にもなっております。本市では、この取り組みをどのような形で取り組んでおられますか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、中田議員の再度の質問の第1点目について、3点のご質問がございましたのでお答えいたします。その前にまず最初のところで、認可保育園の件なのですが、17年度、しみんふくし滋賀保育の家は無認可の保育所でございます、これが昨年度認可されたということで、認可された保育園が1カ所ということです。それから、一時保育はご質問のようにしみんふくし保育の家ときたの保育園が昨年9月に開設されたということで、2カ所という状況でございます。

まず、第1点目の現在一時保育を2カ所でやっておりますけれども、この一時保育のあり方、内容、時間についてのご質問でございますが、この一時保育につきましては、きたの保育園の場合は月曜日と水曜日と金曜日の9時から12時という利用時間でございます。しみんふくし保育の家は月曜日から金曜日の朝7時から16時までが利用時間でございます。保育の内容につきましては、それぞれの各年齢別の通常の保育のプログラムがございますので、例えば3歳児を一時保育でお預かりする場合は、3歳児のクラスに席を置いて他の3歳児の子どもたちと1日生活を過ごすという状況でございます。

それから、緊急の時期で真夜中にということでございますが、これは先ほど矢野議員のご質問にお答えいたしましたように、登録でございますけれども、例えば夜中ということになりますと、しみんふくし保育の家はお泊まり保育、夜間保育を行っておりますので、緊急のときは無理ではございますけれども、夜間の場合でも対応できるという状況でございます。

それから、2点目の18年度の大きな目標についてでございますが、まず先ほど申し上げました昨年度から取り組みました特別保育の充実、ご質問にありました緊急のときにど

うするかというふうなことも出ておりましたので、このような特別保育の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。また、18年度はファミリーサポートセンター、子育て中の保護者の日常生活を支援するという事で、今年度開設に向けて現在準備を進めているという状況でございます。

それから、3点目の野洲市子育てサポートプランの計画策定の趣旨の中で、旧中主町の特徴、あるいは旧野洲町の特徴ということでございますけれども、旧中主町の特徴といたしましては、農業世帯が非常に多く、3世帯が非常に多いというようなこと、それから公園等の遊び場があるというふうな特徴があります。また、旧中主町の中主幼稚園の場合は、延長保育に既に取り組んでいたというふうな特徴を踏まえております。また、旧野洲町につきましては、核家族が非常に多くて共働き、特に駅周辺の保育ニーズが非常に高いというふうな特徴がございます。そういう意味で、合併しまして両方の特徴を踏まえながらこの計画の策定を、当然ニーズ調査も行い計画策定に努めたところでございます。また、その中ですべての市民が共に喜びを感じ一人も残さずというのは、これは公のところというのは市民に対しても公平であるというのが大前提でございますので、目標としてすべての方が本当に喜びを感じるような、そういうふうな保育行政に努めていくというのがこの計画の趣旨と状況でございます。

それから、ご質問の中で野洲市少子化対策会議の中身のご質問でよろしいでしょうか。これは先の奥村議員のご質問にお答えをいたしましたように、私どもの方の部に子育ての担当の次長ができました。今回のご質問もでございますように、非常に少子化対策については喫緊の課題というふうに認識をしておりますので、この会議と担当部長とが構成をしますこの委員会を発足させているところでございます。この中身としましては、協議事項としましては、子育て支援の各種の制度の見直し、あるいは保育サービスの整備に関すること、また伸び伸びと生活できる教育の推進に関すること、あるいは若者が家庭生活に夢が持てる雇用環境の推進に関すること、あるいは子育て支援する住宅の普及と生活環境の整備に関すること、また少子化の新たな支援策の調査研究に関することを協議の中身として、この会議の運営を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 子育て生活に配慮した働き方の問題でございます。

まず1点目に、育休の制度ができたのになぜ休みにくいのかというご質問がございまし

た。私どもで把握しているところを率直に申し上げますと、ちょっと長い名前になりますが、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業所行動計画というのがございます。簡単にいいますと、企業の子育て支援計画ととらえていただいて結構かと思います。これにつきましては、法定上301人よりも従業員数が多い企業につきましては、例えば滋賀県内62社ありますが、これは100%法定義務ということもありましてつくられております。しかしながら、従業員数300人以下のところにつきましては任意努力義務ということもありまして、現在のところ23社しかつくっていないということがございます。ですから、中小企業でそういう取り組みが遅れているというのは確かであろうというふうに考えております。また、企業側ではなくて、そこに勤めていらっしゃるお母さん方はどうなのだということをとらえますと、先ほど来話に上がっております野洲市子育てサポートプランをつくるにあたりまして、市内の子どもを持つ保護者の方にアンケート調査をしております。その中では、少子化問題の要因につきまして、教育費の問題に次いで、第2番目に仕事をしながら子どもを育てるのが難しいということがアンケート上上げられております。今、ちょっと私の手元にあるのが、旧野洲、旧中主に分かれた学童と5歳未満の児童のお母さん方に分かれた資料なのですが、仕事をしながら子どもを育てるのが難しいという回答をされている方が54から66%ぐらいに上っているということで、かなり大きなウエートを占めているということがございます。

それから、大切だと考える少子化対策についてどうかということでお尋ねした場合、育児休業制度の普及啓発を挙げられる方々というのが、例えば教育費の負担軽減、保育所とか幼稚園の費用軽減、保育サービスの充実、医療サービスといったものに次いで、就学前児童の保護者ですと第5番目、小学生の保護者ですと第4番目に挙げられております。そういうのは非常に大切だというアンケートの結果は出てございます。で、実際に育児休業制度を利用する上で障害になったことは具体的に何だという話があると思います。その辺につきましては、アンケートの結果ですと、職場の雰囲気、前例がないこと、職場復帰できるのかという不安といった点が挙げられております。ただ、こういった調査の活用にあたって留意しないといけないのはサンプル数、どういった方が回答されているかということとでございますが、先ほど申しました仕事をしながら子どもを育てるのが難しいとか、育児休業制度の普及啓発が必要であるというふうに答えていただいた方というのは、アンケート調査をした方々の中で、約半分ぐらいの回答がございまして、その中で今申しました点を挙げられた方が多いという形になっています。ですが、育児休業を利用する上でどこ

が障害かというような細かいことをお尋ねした場合、実際にアンケートをお配りした中の0.5%、要は20人に1人しか回答をいただけていないという実態がございます。例えば職場の雰囲気とか前例がない、職場復帰への不安ということがデータ上は出ておりますが、サンプル数が非常に少のうございます。この辺については、私どもも取り扱いに悩んでいるところでもございまして、これを本当に実態としてとらえていいのかというのは、今議員ご指摘いただいたのは、どの程度のものかというのは非常に評価が難しい問題と考えております。

といたしますのは、2番目に言われた再就職の支援の話とも絡むかと思っておりますけれども、例えば私の担当としましては、企業側への働きかけということでいろいろさせていただいておりますけれども、その他にも社会保険の問題とか男女共同参画の問題でありますとか、またお母さん側の、質問の3番目になりますか、職場復帰の話といったようなことで、いろいろな要素が絡み合っているという点がございます。ですから、働きかけをする側、子育てを支援する側としてはいろんな分野からさまざまな形で働きかけをして、その結果が子育ての支援、少子化対策という1つの目標につながっていくのかなと考えております。例えば、私どもで具体的にやらせていただいているのは、再就職の支援としましては、退職した女性の再就職の支援として職業情報の提供とか相談、職業能力開発、資格取得の支援といったことを草津市に置いております湖南地域職業訓練協会を通じてご支援申し上げたりとか、いろんなことをやっております。

そういった一つ一つの取り組みが総合して少子化対策になるよう、先ほど来私どもの市民健康福祉部長の方から申し上げておりますが、庁内の方でもより連携を図っていきたいというのを考えてございまして、野洲市の少子化対策会議というものを設置して、より効果的にそういう対策が進んでいくように努力していきたいと考えてございます。

それから、3番目にご提案ございました育児をしながら働こうと希望している人に対して、具体的に家庭で働けるシステムというものをもっと企業に提案していくべきではないかというご指摘かと思っております。いわゆる行政用語でいいますと在宅勤務とか、離れて働くということでテレワークとかいう言葉を使うこともございますが、そういった問題かと思っております。これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、やはり事業主と勤労者双方の意識改革がまず重要と思っておりますが、いろいろな場面とか機会をとらえまして、実際にそういうことに取り組んでいらっしゃる企業の事例とか、そういったものを企業、事業者にも奨励普及していきたいと思っております。特に、私ども野洲市では企業の人権啓

発推進協議会の中に雇用啓発部会というのを設けております。その中でも一つのテーマとして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上で、回答とさせていただきますと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） ただいま中田議員より質問がございました県青少年中期指針の取り組みの中で、しがこども体験学校、5つの教科書がございしますが、本市としてその5つの取り組みをどう進めていくのか、あるいは子育てや子育てにやさしい環境づくりの今後の具体的な取り組みについてご質問がございました。

県の中期指針におきましては、みんなが主役となって子どもたちと関わり合う場面をふやすことを目標といたしまして、「しが5つの教科書」という呼び方で、市とまち、自然、田んぼ、文化芸術をテーマに行う体験学習プログラムを提唱しております。ここの辺、議員ご指摘のとおりでございます。

その体験学習、社会学習を進めるというのでは、通学合宿でありますとかボランティア活動、また、居場所、遊び場づくりにつきましては、公共施設の開放でありますとか、携帯電話を活用した情報発信、冒険、遊び場づくりでありますとか、子どもと一緒に行動するといった面では祭りなどの地域行事、そして総合型の地域のスポーツクラブ、あるいは学校の行事等への参加というのを挙げております。さらに、子どもとふれあうといったところでは子育て講座でありますとか、父親教室、子ども会活動を挙げています。さらに、親同士の輪を広げるということも大事なわけですが、子育てグループづくりでありますとか、PTA活動の活性化を挙げております。そして、6点目になります。子育てをみんなが支援するといったところでは、相談機関との連携、そして悩んでおられる方への情報発信、また7番目、最後になります。非行から守るといった点では、落書き消しの活動でありますとか、立ち直りの支援、また安心・安全マップづくりといった取り組みがあります。

これ以外にもいろんな取り組みがございしますが、本市では平成16年度から取り組んでおります地域教育協議会を中心にいたしまして、地域の教育力を高める活動を推進いたしております。議員ご指摘のとおり、今の子どもたちには実体験が不足していると言われております。それぞれの地域の特色を生かしながら、講座をはじめ体験教室、あるいは現地研修などを実施していただいております。具体的にはそれぞれ各学区にございますコミセンを中心に活動をいただいておりますが、例えばコミセンみかみを拠点として三上学区の取

り組みで申し上げますと、楽しいクラブ活動と題しまして、剣道でありますとかパソコン、将棋、囲碁、和太鼓、生け花、茶道、軽スポーツ、歴史、花づくり、クッキング、夏休みですがキャンプといったものをそれぞれ土曜日に行事を開催いただきまして、地域で子どもを育てる、地域の大人が先生になる、地域が学校だというふうな形で取り組みをさせていただいています。

そもそも、この事業は文部科学省が地域教育力再生プランとして立ち上げた事業でございます。平成14年度から学校週5日制、近隣住民間の連帯感の欠如、安心・安全な遊び場や文化体験活動の不足といった課題を踏まえまして、地域の大人の協力を得て、地域に根差した多様な体験交流活動等の機会を提供いたしまして、社会全体で子どもをはぐくむ、地域の子どもは地域で守り育てるといった環境を充実させ、地域の教育力の再生を図ることを目的に設定された事業でございます。

子どもの体験学習につきましては、子どもころの体験そのものが感性や理性を磨くよい機会となりますので、県と連携しながら今後とも市として取り組んでまいりたいと考えております。また、特に文化芸術関係におきましては、伝統文化体験や文化芸術体験は豊かな心を育てる絶好の場でありますので、こうした場をまたふやしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。あとの点につきましては、教育部の次長がお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（馬場 豊君） 中田議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

まず学校において少子化についての学習でございますが、中田議員ご主張の命の継承の大切さや家族のつながり、家庭の役割などについて理解を深め、責任ある社会人として育てていくことが非常に大切だということは十分承知しております。学習としては、道徳の時間で、あるいは特に中学校の家庭科で家族や家庭を愛する心を育て、子どもを産み育てる家庭の役割について学習しております。また、中田議員からの後でのご質問にあります中高生の保育体験にも深く関わっておりますので、そのことも少しあわせながらお答えさせていただきます。

現在、市内の中学校において、家庭科、これは3年生でございますが、キャリア教育、ここ二、三年前から始まった滋賀県の大きな取り組みでございますが、これは2年生が主にやっておりますが、その中で保育を市内の全中学校において体験しております。また、

少子化については、どうしても高齢化ということもあわせて考えなければいけないと思います。同じように、キャリア教育の中で老人福祉施設にも職場体験として、あるいはキャリア教育の中でそういったことも体験しております。この中学生という時代において、自分が育ってきた時代、あるいはこれから将来生きていく時代を幼児や高齢者と関わらせて体験させていくということは、将来を担う生徒にとって自分の今を軸として人の一生を体験的に学ぶことでありまして、非常に意義のあるものだと考えておりますので、今後さらに進めていくよう指導していきたいと思います。

次に、子どもを産み育てる意義、喜びの教育、あるいはその指導ということでございますが、これも主に中学校の家庭科の中で、これは指導要領のある一部なのですが、家庭や家族の機能として、子どもを産み育てる機能と心の安らぎなどの精神的な機能を取り上げ、これらの機能は家庭や家族の機能が変化する中でも基本的な機能であることを知り、家庭や家族の重要性を理解できるようにということで、家庭科の中で指導しております。例えば、本市の中では開隆堂という家庭科の教科書が使われているのでございますが、その中では家庭の働きをまとめてみようというところで、図入りなのですが、子どもを産み育てるということがしっかりと記述されておりますので、指導していくということが考えられます。子どもを育てる意義や喜びを学ばせていくためには、まず家族について学んでいくことが大切であると思います。このことがベースとなって、初めて子どもを産み育てる意義とか喜びが理解されていくと思いますので、この教育をさらに一層推進していきたいと思っております。

次に、奨学金あるいは授業料の免除についてでございますけれども、授業料の免除については、生徒が高校あるいは大学に通うその当該高校あるいは大学で対応しているということだと思います。奨学金でございますけれども、奨学金については、一般施策として高等学校大学修学奨励金としてあります。給付の対象者といたしましては、市内に居住する者の子弟で、高等学校または大学における修学の見込みが確実である者、住民税所得割非課税世帯に属し、経済的な理由により学費の支弁が著しく困難であると認められる者、品行が正しく社会的に有意な活動をする者として認められる者に対して支給されております。給付の額でございますが、高等学校修学者が奨学金月額3,000円、入学時の支度金として5,000円、大学修学者につきましては奨学金が月額3,000円、同じように支度金が1万円ということで支給されております。ちなみに、平成17年は高校生対象で2名でございました。この募集につきましては、本年度の場合は野洲市の広報で5月1日付で高

等学校大学等修学奨励金を給付しますということで掲載されております。

以上、質問にお答えさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 中田幸子君。

14番（中田幸子君） たくさんの再質問に対して、丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。

1点目の旧中主町と野洲町の特色が、中主の方は3世帯で家族構成が違うということと、旧野洲の方は共働きが多い、確かに違いがある。その両方のよいところを取り上げたということで、保育関係も両方合わせたところから考えて、延長保育とかいうところに持っていかれたのだということを理解させていただきました。

先ほどの一時保育について、通常の保育についてで、一時的な保育は3歳児の中に加わって預かるということなのですね。緊急にという場合、それは対応されるところが1カ所ある、しみんふくしの方でということでしたね。一応対応ができると。それと、登録をされている方は一時保育を受け付けられるけれども、緊急の場合は登録がなくても対応ができるのかどうか。登録をされている方が一時保育で、先の議員さんの中で、例えばしみんふくしに登録されている方が479人で、きたの保育園が78人でしたか、それは事前の登録が必要だと。緊急の場合は事前登録とかいうことができないので、そういう場合をどういうふうにするのか、ちょっとお尋ねしたかったのです。

それと、2点目の3歳までは家庭で育てる方がいいということをご理解いただけたと思います。企業の方と共にそういう環境に持っていけるように進めていくとお答えいただいたと確信させていただきますけれども、それでよろしかったでしょうか。3歳までは私の提案としては家庭で仕事をしながらということで、在宅勤務という形で、場面等をとらえながら進めていくということでしたので、なるべくそういうふうになるように進めていただけたらと思っております。

それから、子どもたちの教育は小学生においては道德の時間、中学生においては家庭科の時間でそれぞれ愛情とか子どもを産み育てることの意義とかを教育されていることなので、まずは家庭が一番大事だということ、そして命の喜びを重点に置かれているということは大変いいことだと思わせていただきました。

それから、奨学金とか授業料の減免は大学とか高校ということで、奨励金で対応されているということでしたので、今年度高校生が2名だけおられたということで、これは理解させていただきました。

子育て・子育てにやさしい環境づくりに関しては、「しが5つの教科書」に取り組んでおられるということはわかりましたけれども、特に野洲に欠けているものというのは文化芸術ではないかなと。肌で感じる本物の芸術の体験、スポーツ関係は、例えば文化の日に功労賞とか感謝状をよくもらわれておられますけれども、文化に貢献した人への感謝状を出された覚えがございません。私も過去ミュージカルとかしっかりやってきましたけれども、感謝状はいただけなかったです。3回もやりました。町民を動かして、それでも感謝状をいただけない。文化にはちょっと弱いのかな、スポーツに対しては立派。スポーツもいいんです。確かにいいことです。健康を保つためにも子育てのためにも、自分の体を守るためにもスポーツはいいですけども、文化芸術、本物の味わいをさせていただきたいと思います。これは提案しておきたいと思います。

最後に、私の要望したいことを申し上げておきたいと思います。今後期待し要望したいことを申し上げます。子どもにとって幸せを第一に考えて次代を担う子どもが豊かな子どもの時期を過ごしていけるよう支援していただきたい。子育ての不安や負担感を緩和、除去し、子育てができるよう支援して下さい。家族の皆が子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合える社会システムづくりをして下さい。若い世代が自立した責任感のある社会の担い手に育っていけるよう支援していただきたい。また3歳までは家庭で育てられる、親の深い愛情に包まれて育つことは極めて大切なことでございます。育児休業と仕事、企業と家庭との連携のあり方と支援を願うものでございます。国で言われている三位一体の改革によりまして、地方は自らの創意工夫と責任で政策を求める、また地方が自立できるようにする、これがうたわれております。このことから考えて、野洲市は野洲市らしく特徴のある次世代の育児支援と少子化対策に取り組んでいきたいと私は望みますが、もしこの国の方針にとらわれないで、あるいはそれに基づきながらどう進めていくか。もしお考えがあれば申していただきたいと思います。

1点だけ伺いたいします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後1時52分 休憩）

（午後2時10分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、再度の2点のご質問にお答えいたします。

まず第1点目の緊急時の保育の件でございますが、現在緊急時の保育というのは私どもの市の中ではまだ取り組んでおりません。それで、先ほど説明をさせていただきましたように、登録であれば一時保育が可能である、また夜間の保育の場合も登録があれば可能であるという状況が1カ所、しみんふくし保育の家で実施されているという状況でございます。矢野議員のご質問にもございましたし、緊急時の保育は今後私どもにとりましても課題であるというふうに認識をしております。

それから、2点目の少子化対策の本市の特徴についてでございますが、議員のご質問ございました野洲市子育てサポートプラン、その中で中核になっておりますのが、59ページの目標事業量の設定ということで、この中には定期的な保育だとか一時的な保育、あるいは地域の子育て支援事業の目標という、全事業14事業を計画の中に盛り込むというのがこの計画策定の大きな趣旨でございます。それで、特徴的な部分というものはこの計画の中には出ておりませんが、先ほどお答えで申し上げましたように、今後少子化の問題は私どもの市にとりましても喫緊の課題というふうに認識しておりますので、先ほど申し上げました野洲市少子化対策会議の中で、今後踏み込んだ議論をし、市民のニーズにあった少子化対策を考えていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第13号、第13番、田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） 13番、田中孝嗣でございます。例のごとく私は教育委員会に対して2つほど質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思っております。

土、日曜日に、中主中学校の野球部が練習するグラウンドがなく、クラブ活動ができない。まして、7月の大会に向けての大切な時期なのにどうなっているのかと、先生や保護者、生徒などから苦情を聞いております。合併前には、中主中学校の校舎新築の際、学校の運動場が狭くなってしまい、野球のバックネットも撤去され、野球部は町民グラウンドの北側を優先的に使用しながら、生徒たちはクラブ活動に励み、幾つかの優秀な成績を残してきたものであります。

しかし、合併後に指定管理あるいは教育委員会の怠慢な仕事のやり方を思わざるを得ないようですが、予約関係で中学校優先では使用できない現状になっております。なぜ、今日までの事情を把握しなければいけない教育委員会は中学校優先でグラウンドを確保しなかったのか。クラブ活動は学校教育の一環ではないのか。グラウンドが使用できなければ

どのように対処するのか、答弁をお願い申し上げます。

また、生涯スポーツ推進のために、身近な学校を開放し、グラウンドや体育館を市民の皆さんに使用していただいておりますことは大変にいいことです。しかし、学校備品が破損した場合、どのように対処されているのか。届け出件数は、またその費用負担はどのようになっているのかも答弁をお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 田中議員の厳しいご質問にお答えいたします。

中主中学校のクラブ活動の場所の確保につきましてのご質問にお答えをいたします。

現在の市民グラウンドは、昭和54年に中主町民グラウンドとして1万4,568平米、B & G体育館1,103平米、テニスコート3面で2,120平米の敷地を取得いたしまして整備をして、広く市民のスポーツ振興に活用いただいております。

そもそも、中主町民グラウンドとして利用が始まった当時は、利用者も少ないことから、社会体育施設として整備したものではありませんが、施設の一層の有効利用を図るため、中主中学校の運動会や部活動の拠点へと利用範囲を拡大していったというのが実情でございます。

しかし、合併後におきましては、市内全域からの利用者がふえたことから、今回ご指摘いただきましたように、中主中学校のクラブ活動にも支障を来すというような状況に至ったものでございます。

また、中主中学校専用のグラウンドは、一定の広さがあるとはいえますものの、野洲中学校及び野洲北中学校のグラウンドと比較いたしますと、野球専用のバックネットはありませんし、テニスコートもないということから、専用の広いグラウンドが欲しいところでございますけれども、ちょうど隣接地に広大な市民グラウンドがありますので、これを部活動にも利活用している状況であります。

こうしたことから、今後は中主中学校が部活動などに優先的に利用できるように、市民グラウンドの兵主大社参道側半分を区切りまして、予約を優先することが最善の方法ではないかと考えております。

次に、学校開放における破損備品の負担についてお答えをいたします。

平成17年度におきまして、市費で購入しました備品の件数等は、小中学校としての備品購入は4件、45万8,650円となっております。また、修繕や工事といたしまして

は、小学校体育館の間仕切りネットの修繕、小学校体育館防球ネットの張り替え工事を実施しております、これら2件で77万280円となっております。

なお、利用者団体の皆さんには、年度当初に開催しております学校体育施設利用説明会において、体育施設及びその付帯施設備品を破損した場合は、使用日誌に記入の上、必ず教育委員会、管理指導員及び学校長に申し出ること、破損に対してはその事情によって備品や施設の破損部分を弁償していただく場合があることを指導いたしております。また、事情にもよりますが、悪質な利用団体に対しましては、施設の使用を中止していただくことについても説明した上で利用いただいておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） それでは、ちょっと質問をさせていただきます。

まず、学校開放の方から先にいきますけれども、利用者団体には破損なりを届け出るとか、いろんな形の中で説明はしているというお答えです。よく話を聞くところによりますと、学校開放、大人が使ったりいろんな中で、子どもでは考えられないようないろんな破損も出てくるという話も聞いておりますのと、また学校ではなかなかバックネットの修理なり、いろんな形の中で学校で頼んでも教育委員会がなかなか予算がないからできないという答えが来て、破れているやつがなかなか繕えないとかいろいろ話を聞いておりますので、やはり住民が使う学校開放に関しては、学校教育と切り離れた中でそういうものの予算も立ててやっていただかないことには、学校も他にやってほしいものがあると、どうしてもバックネットの修理よりもそっちにいく懸念もありますので、そういう形の中で別な予算を立ててやっていただかないことには、子どもの安全に関して、学校へ行って破損なり起こっていた場合に、それによって事故が起こる可能性もある。また、私が一番心配しているのは、破損したら届け出るといっても、夜やって明くる日は子どもが学校へ行っていますわね。遊具なり破損したものがあつた場合に、このごろ本当に子どもを取り巻く環境が非常に悪化もしていますし、今までと違って我々が思わないような事故が起こっておりますので、できることなら学校開放で使った後、専任で誰か後、そういうものがなかったとか、1回見て回るぐらいやらないことには、なかなか子どもたちの安全も守りにくい部分があるのではないかと。財政非常に厳しい折ですけれども、やはり子どもの安全をどういう形の中で守っていくかとなると、想像以上に気を配っていかねばならないと思

っておりますので、その辺も十分に検討されればいいかなと思っております。

学校開放の件はそれぐらいにいたしまして、中主中学校の野球部が練習ができないという話ですね。親御さんや先生からいろんな形で苦情は聞いているのですけれども、今もご答弁いただいたように、野洲中学校や北中学校はグラウンドが比較的、野球専用のバックネットのあるグラウンドもあるのですよね。ただ、中主は校舎をつくるときに、今はかったら大体80メートルの50メートルなのですよね。今、中主中学校にあるグラウンドというのは。そうすると、50メートルぐらいでは野球はとてもしゃないが無理だという形の中で、そのときに町民グラウンドをしようではないかと、使おうではないかという形の中で学校と話があってできたと思うのですよ。子どものクラブの形の中で、だからバックネットも取り外して、何もできていないと。そういうことはもう十分にわかっているのですね、教育委員会では。わかっているけど、合併後市民の利用者がふえたから、中学校のクラブ活動に今支障を来しているというお答えでしたね。

聞くところによると、17年度の後半調整会議をされたと。メンバーももらってきたのですが、学区の体育振興とかスポーツ少年団、体育協会、文化スポーツ事業団、ほほえみクラブ、さざなみクラブが調整会議をして、1年間のグラウンドを押さえた。その事業に対して。そのときに中主中学の話は何も出なかったと。教育委員会はこれを知っているのですね。中主中学には野球部専用のグラウンドがないから、クラブ活動で専用に、優先的に使わないといけないと。それなのにこういうことをやって1年間押さえて、6月、7月、すべてそういうものに押さえられているということですからね。そういう話なのですよ。今、教育長が答えるような状況ではなしに、利用者がふえたからではないのですよ。1年間押さえられているから使用できない。正直な話、教育長、人ごとみたいな話だが、子どもの本当の授業の一環の学校のクラブ活動の場所を確保するのだったら、教育委員会がきちっとやっていかなければならないのですけれども、その辺はどうなのか。学校へ行って先生に聞いたら、会議にも呼んでいただけないのに、学校の言い分なんて何もできませんという話なのですよね。教育委員会はそういう配慮をきちっとやってやらないといけなと思うのだけれども、そういうことは全くできていないやり方ですね。子どもにとって、いつも子どもの安全確保で安心できるような教育環境をつくると言っているけれども、何も仕事としてはそういう部分で動いていただけないということですよ。

そういうように解釈をさせていただくと、今後は部活動優先的にやりますというお答えでしたね。今後というのはいつからなのですか。今、中学校の子どもは7月の大会を控

えて一生懸命練習をやるという形の中でやっているのです。この間もあるところで野球部の子どもに出会って、どうだ、このごろ強いのかと言ったら、私ら負けてばかりですという話なのです。1回も勝ったことないと、中学校の野球部が。そういう形だったら、それだったからグラウンドを確保して練習できるような場所もしないといけないのに、現実には練習したくてもグラウンドがないと、使えないという状況なのです。その辺はどうされるのか。今後ではなしに、もう7月に大会があるのに、7月22、23日ですか、ブロック大会があるという中で、土曜日とか日曜日はそういう関係で6月、7月は詰まっていると。そういうことなのです。あと1カ月だと言っておられるけれども、その後もどういう形でとっておられるか私は知りませんよ。だけど、1年間先に押さえられていると思うのですよ。これを、それなら退いていただいて半面だけは優先的に中学校に使えるようにできるのか。今後検討するのではない、6月の明日からそれができるのかどうか、その辺も答弁いただければありがたいです。

よろしく。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時27分 休憩）

（午後2時29分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（南 喜代志君） ただいま田中議員からご質問がございました旧中主町民グラウンド、現在の市民グラウンドでございますが、今確認をいたしました。明日以降交代をしていただいて、中主中学校の野球部の部活で使っていただけるように調整をしたということでございます。大変ご迷惑をおかけいたしまして、申しわけございませんでした。

よろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時30分 休憩）

（午後2時30分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 申しわけございません。学校開放に関しまして、それぞれ学校の施設、備品等の破損に対しまして、あるいは特に夜の場合思わない事故が起こると

というようなことも予測されます。それぞれの学校開放いたしております小学校、中学校につきましては、管理指導員というのを置いておりますので、そこが鍵の管理などを行っております。本来的には学校施設そのものにつきましては校長が管理権限を持つわけですが、学校開放に関しましては管理指導員がその分役割を担うことになっておりますので、学校指導員に使用後見回りをしていただくように今後話を詰めてまいりたいと思います。

施設管理に伴います予算の関係でございますが、既に18年度当初予算お認めをいただきまして動き出しております。今後、その管理に伴います予算のあり方につきましても、今申されましたように、学校予算の中ではなかなか外に優先したいものがあると。そういった中でいろんな修繕とかいうものがかさんでくるというようなお話でございますが、基本的には、そういうものとは別に教育委員会の方で修繕の部分を若干見ている部分がございますので、学校そのものが執行しようとしている予算をこちらが使いにくいというようなことはないつもりをしておりますけれども、もしそのようなことがありましたら、また実態を調査いたしまして、きちっと仕分けをして執行ができるように今後検討していきたいと思います。

以上、お答えとします。

議長（荒川泰宏君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） 今、お答えいただいたように、多少は教育委員会にあるのですが、予算が。いつも学校から聞いていると、予算がない、予算がないといつも言われているのですが、多少はあるということを知って、それも安心をいたしました。

それと、市民グラウンド、もう明日から野球部の半面だけは確保するという話ですね。お言葉だけじゃなしに、それを信じて私も一緒だけど、この間も土曜日ですか、何か行くところがなくて、須原沼のグラウンドへ中学が練習するのに行ったような話を聞いています。あそこはグラウンドの設備も何もないところなのです。廃棄物の処分場、そこでクラブ活動をやっていたのです。あの日は正直な話、皆さんご存知だけど、昼から雨が降ったと思うのですよ。昼から雨が降って雨宿りも何もない場所で、教育委員会のやり方が悪くてグラウンドがなかったからそこへ行って練習をしていたのですよ。わかります。そういう現状も教育長、知ってはります。中主中学からあそこまで自転車で行ったら、1.5キロぐらいあるのですかね、須原沼まで、距離が。それを自転車で行って、また雨に濡れて練習をしていたという状況なのですよ。そういう状況も把握して、子どものためにどういう環境で授業の一環であるクラブをさせてやるのか。そういうことも十分に肝に銘じて、

言われたように明日から市民グラウンドを優先的に使うという形でやっていただければありがたいし、市長に、最終的にはこういう環境の中で中主中学、グラウンドがない中で練習をやっていきますので、よその野洲とか野洲北と比べれば、本当にバックネットもないような中学校なのです。これから、やっぱり市民が多くなって市民グラウンドの利用者がますますふえてくる可能性も出てくるという中であれば、中学校に専用のグラウンドも必要ではないかなという思いをしておりますので、子どもたちの教育環境は十分にやっていただかないことにはいけないと。土地は、前に何ほども田んぼがありますので買っていただければ、グラウンドぐらいすぐにできますので、そういう形で、ちょっとその辺で市長、どんな思いか、こんな事実は余り知らないと思うのですけれども、正直な話、雨の中須原のグラウンドまで行って、野球の何も設備のないところまで行って練習をやっておったという状況も確認してもらって、グラウンドが必要ではないかという思いをしておりますので、その辺市長、お答え願えます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） お鉢が回ってきましたのでお答えしますけれども、ただ若干気になることがあるのですよ。「合併後」という言葉を使ったですね。合併後何でこんなことになったのかと、こう言われると私の責任になるのですが、そうではないですな。前からそうでしたな。合併後こうなったのですか。合併後はバックネット取っていませんよ。まあよろしいわ。言葉の遣い方だと。おっしゃるようにそういう不都合なことがあるということでしたら、これは改善しないといけないと、こう思います。

そこで、運動場をつくろうと思うと、やっぱり100メートル、100メートルぐらいの土地が必要ですし、まして野球をしようとする、それぐらいの土地が要るので、それは地元の皆さん、自治会の皆さんともご相談申し上げてどうしていくのかというふうにしなないと、それなら今ここでやりましょうというわけにはいきませんので、土地の使い方、あるいは現在の運動場の使い方をどうしていくかということ、まず議論していきたいと思えます。

それと予算、部長は行きどまって言いましたけれども、私は予算を分ける必要はないと思えます。学校開放なのです。学校の施設を使って社会人が運動、スポーツをやるのですよ。学校の備品なのです。直すのは学校の予算で直さないといけませんよ。だから、分ける必要はない。ただ、積算のときに、そうでしょう、小学校が6つあっても予算皆別々に見ていません。小学校の修繕費に何ぼと見ています、そうでしょう。だから積算の中に

は入れなければならないだろうけれども、別に予算を見るということは私はしません。それだけ申し上げておきます。それでよろしいのでしょうか。学校開放ということは、小学校の施設を使って社会人がスポーツなりいろんなことをするのだから、それが傷んだら小学校の予算で直したらいい。別に見るということはしません。ただ、積算の中にこれは小学校の経常的な修繕、突発的な修繕、学校開放のための修繕、これは積算のときに見たらよろしいでしょう。それでよろしいのでしょうか、見たらいいのでしょうか、予算を。そういうことでしょうか。それなら学校開放で物が少しも、修繕費が要らなかったら不執行で終わりますよ。小学校、中学校は使いたいでしょう。別に置いておいたら使えないということになる。みんなが仲良く使って、足らなかったら補正で追加してやったらいいのです。それだけちょっと申し上げておきます。

合併後そうなったと言われることは、私はちょっと気になっているのです。それだけです。何とかして皆さんと協議して運動場を新しくつくるのか。現在の市民運動場を真ん中を区切って、ここは学校専用のものだとするのか、ちょっとその辺はまた協議して。以上でよろしいか、はい。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第14号、第20番、田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） 20番、田中でございます。私はJR新駅を含む複々線化と篠原駅を中心としたまちづくりについてお伺いいたします。

本市は歴史、文化に恵まれ、基幹産業として肥沃な土地を生かした米づくりを中心とする農業と大企業の進出により、市の経済の支えとなっています。また、山から湖まで連続性ある自然や歴史遺産を有効に生かした農業、商工業、観光とバランスのとれたまちとして、誇りに思っております。

現在においては、新市のまちづくり計画に基づいて主要施策の事業が動き出しております。住民の皆さんは将来の都市像に期待と希望を持っておられます。それは、計画だけではなく、実現していかなければなりません。活力あるまちづくりには、多くの人々が定着し、集客性ある場所づくりが必要です。それには、市民生活の広域化や交流人口の増加を視野に入れた、より広域的な地域間の連携として、JR琵琶湖線や国道8号線を中心とした国道連携の充実が必要でございます。安全に高速、大量に輸送することを基本としている鉄道という公共交通の利便性を生かすことにより、駅を拠点としたまちづくりが求められております。

そこで、3点について質問させていただきます。

1、長年の懸案であったＪＲ新駅設置実現可能な時期がいつごろになるのか、お伺いたします。

2、野洲市の玄関口として、草津野洲駅間複々線化の早期実現に向けての今後の取り組みを伺います。

3、いよいよ篠原駅舎改築が平成２２年工事着工に向けて動き出しました。先ほども林議員からの質問もございました。そういった中、篠原駅を中心としたまちづくりをどのような計画をもって進めていかれるのか。具体的にお伺いたします。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） ただいまの田中榮太郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目のご質問ですが、現在平成３２年までの総合計画、国土利用計画及び都市計画マスタープラン等、新しい野洲市の長期計画を策定しております。この中で、副都市拠点の一つとして、野洲駅と篠原駅間の中間地点付近の新たなまちづくりを新駅設置とあわせて検討しているところでございます。

時期的な問題につきましては、野洲駅や篠原駅の利用者を減らすことなく、新たな利用客を確保するためには、相当規模のまちづくりを必要といたしますので、大津湖南の都市計画やＪＲと調整を図りながら、少し時間はかかりますが、長期的な視野に立って考えてまいりたいと思います。

次に、２点目のＪＲ複々線化についてでございますが、以前は中主町、野洲町及び守山市の１市２町におきまして要望活動を実施してございましたが、昨年からは草津市、栗東市、守山市及び野洲市の４市が組織する湖南総合調整協議会において、ＪＲ等への要望を行っております。今後も県や周辺市との協力体制を強化いたしまして、引き続き強く要望していきたいと考えております。

続きまして、３点目の篠原駅周辺のまちづくりについてでございますが、篠原駅につきましては、平成２２年の駅舎橋上化工事着手に向け、近江八幡市、竜王町と共に取り組みを進めているところでございますが、第一次総合計画においても、市東部の交通拠点として位置付けをしていることから、市東部の工業地域と駅周辺地域を結ぶ交通アクセスの向上、駅南側の市街化区域拡大や低利用地の解消などを進めまして、市東部地域一帯の活性化を図りたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） 再質問におきまして、順不同になるかと思えますけれども、まず篠原駅を中心としたまちづくりについてでございますけれども、ただいまご回答をいただきました東部地域一帯の活性化を図っていくということでございますけれども、南を開設するような計画もございしますが、ほとんど安養寺地先でありまして、入町地先の東部という地域に入ろうかと思えますけれども、その東部という範囲はどれだけの範囲を言われておるのか。また、工業地域と駅周辺地域を結ぶ交通アクセスを解消しながらということでございますけれども、そのふるさと農道、また県道安養寺入町線をバイパスとしてつなげていくのか、拡幅されるのか、かなり東部におきましては広い工業団地が、まだ誘致地がかなり残っております。そういった点で、その活性化を図っていく範囲、小南もあればいろいろこっちの入町地先もございします。その範囲をお示し願いたいのと、今日までは大きな企業の誘致においては企業側から、いろいろとそういう交通アクセス、またそれぞれの施設の関係する諸々を企業側に頼ってきましたけれども、これからはやはり企業としてもグローバル化というようなことで、ほとんど海外に進出しておる状態の中で、地域が企業を支えていかなければならないというような時代になってきましたので、そういう点も踏まえた対策をとって、ただいま申されました県道の安養寺入町線の内容、そういったものを具体的にお示し願いたいと思います。

また、複々線化につきましては、県や周辺の市と協力体制をもっていくと、要望していくというようなことですが、今日までそのようなことをされておった、また湖総協におきましては、栗東新幹線駅と複々線をセットにして要望もされておりました。しかし、栗東駅の設置が決まり、私は複々線化はそのまま置き去りになったような気がしております。そういった中で、強力に要望していくと。どういうように、今まで年1回のものを2回するのか、その点を伺いたい。

また、当初一番に質問させていただきましたJR新駅につきましては、私も平成10年12月の定例会において、この新駅について質問もさせていただいたわけでございます。進む段階において、いろいろとご回答願ったのですが、見ますと、今現在理事者側にこれを知っておられる、当初の新駅設置にあたって知っておられるのは市長だけだと思えます。ちょうど、昭和30年に新しい篠原祇王村、野洲町が合併され今日に至ったのは、2代にわたる懸案でもございます。

そういった中で、当初しっかりとした野洲町議会の30年10月31日ですか、2回の定例会において、議第77号に仮称祇王駅設置費支出について、これも議案第76号になっておったのが、議事の進行上77号を先に上程いたしまして、審議され、原案に賛成の方、77号に賛成の方を求められましたが、原案のとおり全員賛成で可決され、それが仮称祇王駅設置費支出について、金額はこの場の問題としてはおりませんが、30年10月31日に提出され、その後私がただいま申しましたように、平成10年、継続性があるのかというお尋ねをした経緯がございます。

このように、長年設置においてされておる中で、部長にお答え願った。本当にその内容を知って回答されたのかなという思いでもございます。ちょうど平成10年といいますと、今の市長が野洲町長として2期目、11年に選挙されました。4次総においてようやく昭和の時代から、多くの関係する自治会からいろいろ長年の要望されておりました。それがようやく4次総の中でその設置問題が浮上してきたわけでございます。これは、私は今の市長として推進していただけるものと。その後考えてみますと、もう8年になりますけれども、いまだに設置場所が決まっていないようなことでございます。

今年になって、新駅の可能性基礎調査を、A、B、Cとございましたけれども、Cにおいて調査をされております。当初の考えは、昭和38年にちょうど電車基地の問題で安土の方へ決定しかけたようにも聞いております。私も昭和35年から区の役員もしております、ちょっと耳に、ちょうど新幹線の用地買収時でしたから、いろいろ耳にしながら、また先人からの言葉を受けながら申し上げるのですけれども、当時今の市長は財政の方を担当しておったようにも聞いております。そして、その38年に安土に決まりかけたけれども、即野洲から気象条件によってなかなか安土の基地には難しいというようなことで、野洲の電車基地が決まったようにも聞いております。そうして、昭和39年、120反の買収が今の電車基地として短期間に、わずかの間に買収がされたようにも聞いております。その中で、進むにつれて昭和22年、大阪鉄道工事事務所に行って、野洲までの複々線化に向けて準備委員会ができ、設計図もできておったようにも聞いております。その時分から複々線化を要望しておったわけでございます。いろいろ当時の地元の有力者を訪ねて努力されたそうでございます。

その後、いつのまにか立ち消えになったようございまして、その経過というところまで市長としては質問はいたしませんけれども、そして、基地ができるときに、同時に家棟川旧河川敷において駅、今のAブロックを図面にかかれて、そこへ設置すると。それに

はまだまだ家棟川河川が国のものであって、JRは取得されましたけれども、その後41年ごろでしたか、徐々に大蔵省から野洲町へ売買と、また寄附、そういうような形で、また農林省から野洲へ開拓者において移管され、その方から野洲町へ寄附されたという経緯が、一遍ではございませんでしたけれども、野洲町の管理する敷地となったというようなことでございまして、長い経緯をたどってようやく動き始めたにも関わらず、まだいまだにこの位置が決定していないと。また、これだけ社会経済情勢の変化する中で設置ということは非常に難しく、影響調査いろいろなことをやっても、当初の考えからいくとどうであったらうかなと。今時分できておったのと違うかなと。立地状況やらを見ますと、Aという場所は難しいようにも、それでCの場所を選ばれた。しかし、今そのCという中で綾羽の協力会社といいますが、フジケンさんがその地域において買収に入られたというようなことを最近耳にしました。果たしてそれが、我々後から後から追っておりますけれども、それを進められるのであれば、またできない。計画が、まちづくりができないというような状況でもございます。

いろいろお話しさせていただきましたけれども、複々線化と同時にセットになったようにも思われますけれども、それはたまたま電車基地が来たおかげで、また地元の地権者の皆さんのおかげでこのような、今現在お話ができるようになったのではなからうかなという思いをしております。その点、どのように実現に向けて、目標がなければ計画は幾ら立てても駄目ですので、実現に向けて、やはり目標はこうだということからスタートしていただかなければならないと思います。そして、特例債の充当も17年から25年、16億300万見しております。これは設置と違って調査検討、施設整備を新駅において行う費用でございまして、設置におきましては、またプラスアルファが付いて、設置については単独な莫大なお金が、財政面に厳しい折がら設置はこれからの方向性が難しいなという思いもしております。また、複々線におきまして、1万176平米を野洲町時代に旧国鉄当局から、清算事業団から複々線早期実現していただくために取得をしているわけでもございますので、その点、市長そのものの考え、今後の考え、先ほど言いました篠原のまちづくり、どの辺を指してまちづくりをされるのか、再度お伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 大分古い歴史を説いていただきまして、お教をいただきました。

3つあるわけですが、後の方からおっしゃいましたので後から申し上げますが、

まず篠原駅の改修で東口と南口を開ける、どこまでの範囲をと。範囲は我々が決めるのではなしに利用される方がどこから来はるかという問題ですので、便宜性を図ればと、そういう思いで開けよう。特に今、開発という言葉は適当ではないのですが、開発が進みつつある竜王町の一部、あるいは我々が工業専用区域に指定している大篠原のあの一部が、非常に設備投資がされているという実態がございますので、その辺の交通アクセスの関係から、今までから申し上げますように、篠原駅は古い無人の駅で民間委託をされていますね。その駅を東口を開けてもらってもっと多くの人利用しやすいようにしようではないかと。これがもともとの思いでございますので、そういうことで取り組んでいこう。ただ、道路について、安養寺入町線とか田園空間でやった農道あるいは八幡のふるさと農道、おっしゃるのですが、これは近江八幡市の領土の中での話ですので、どの道を選択してくれるかなという思いをいたすのですが、一番早いのはおっしゃるように安養寺入町線を拡幅してあそこから、南の方から篠原駅に入る、これが一番早いのではないかなと、こんなふうに思います。竜王のアイ・ビー・エムのグラウンドのあそこからずぼんと篠原駅に真っ直ぐ行く道もあるのですが、どうも高さが合わないということですね。田の真ん中を通る道がかなり高いところを上っていかなければならないということになりますと、またその辺の農地の問題でいろいろと問題が出ようと思います。そして、野洲市にとってもそれが有利ではないかなと、こんなふうにも思いますので、私はやっぱり篠原駅のバリアフリー化と南口の出入り口をつくれれば、日野町から来てくれるかもわかりませんし、竜王町から、元蒲生町から来てくれるかもわかりませんので、それはやはりやるべきだと思います。どこの人を目当てにするということではなしに、つくれれば人が集まってくるだろうということ。

2点目の野洲までの複々線の話。歴史をひもといていただいたのですが、どの辺からお答えを申し上げていいのかわかりませんが、結論から申し上げて、栗東の新幹線の新駅ができたからこっちはばいだと、そういう問題ではないのです。草津線の複線化、草津野洲間の複々線化、栗東駅の新駅の設置、これは一体的なものなのです。たまたま、その中の一つの栗東新駅が着手できると。そのアクセス関係を含んで野洲まで複々線にしなかつたらいけないではないかと、こういうことなのです。思い出していただきますと、野洲に電車基地があるのに草津駅まで新快速が来て折り返して京阪神に返っていたと。何で草津から野洲まで運ばないんだと。これは従業員の勤務時間が長くなるから空っぽで走っていたのですね。空っぽで走るのも乗せて走るのも同じことなのですが、勤務条件の中に入る

のと入らないのと、そういう理屈があって、だから栗東に新駅ができて草津線で手原駅からモノレールか何かに乗せて、そうではないのです。やっぱり将来は栗東のJR琵琶湖線の駅を使って野洲まで複々線にして、電車をたくさんもってきてそこから乗り換えるようなアクセスをとっていく、これがやはり基本なのです。だから、私は絶えず県、その他の会議には野洲までの複々線について強く要望しております。そうでなかったら、栗東の新駅の意味がないのだと、こういうとらえ方をして申し上げていますので、そこで甲賀郡の一部では草津線の複線化は目に見えない、だからいまだにすねておられるまちがあるのですが、それも一緒なのです。だから、そういうセットものですから、何としても野洲までの複々線をやっていたらこうと、こういう思いをいたしております。安土から野洲に来たとか、何で野洲までそのときは複々線の電車基地の用地をあれだけ確保していて、何で複々線にならなかったか。それは申し上げるのですが、湖西線なのです。大阪から北陸に行く輸送力を付けるために複々線にしようと、こういうことで野洲に電車基地をつくってやったのですが、ときあたかも江若鉄道が傾きかけた。どうしよう、どうしようという間に、JRが湖西線をつくらうではないかということで、北陸の主力が向こうに行った。だからこちらの輸送力は減ったではないかと、安全ではないかということでとまったと、こういうふうに聞いておりますが、そういう意味を含んで、もともと野洲に電車基地ができたのは祇王駅の設置がもとなのです。それをある時代の町長さんが一生懸命に陳情されて、そのことを含んで電車基地をやろうかと。だから、あれは祇王駅と一連のものであったと私は考えております。

そこで、新しいまちが発足して新駅をどうしていくのかと。おっしゃるように旧野洲町時代は余り活発に動けなかった。私は駅舎が先か土地利用が先かというように考えます。私は土地利用が先だと思います。駅舎は後でいいのではないかと。今の時代、田の真ん中に駅舎をつくって人に集まってこいと言ったって、農地法なり都市計画法いろいろある。簡単に駅はできる、周辺の田はつぶせませんので、これはいけない。だから、今都市計画のマスタープラン、また合併によります新まちづくり計画等を含んで、野洲駅、祇王駅、篠原駅、西河原の拠点を三角に結んでまちづくりをしていこうと、これはもともと合併の大きなねらいなのです。だから、何としても祇王駅をつくってあれを核としたまちをつくっていくのだと。そのためにはおっしゃるように東も伸びないといけない。東近江幹線道路ですね。野洲中主線から山手に伸びていく、こういう道路もつukらないかん。だから、私は駅舎をつくるよりも土地利用を図って、区画整理の必要性もありましょうし、おっし

やるようにどこかの業者が既に関入しているという話もある。話だけで不動産屋がそうして動くとなったら、駅舎をつくったときはもう土地は自由にならないということですね。

だから、そうではなしに、先に用途区域の指定をして土地をつくり、計画を練って、そして駅をつくれれば自然と開発が進んでいく、こういう思いをいたしておりますので、手法としては私はまず用途区域の変更から始めて、そして湖岸に結び付く道路、野洲中主線を核として乗客を集める。そこから山手は東近江幹線を竜王インターまで抜く。それが祇王駅を支える一つの拠点になるのではないかと、こういうふうに思います。

当面は、申しわけございませんが、篠原駅にそれぞれの協力をいただいて、何としてもあれのバリアフリー化を図ろうと。工業団地の話を持っていっていますが、かなり大きな規模を持っておられます。国外へ進出する話もございますが、やっぱり環境、条件を整えることによって、ここに企業を設置してもらえというようなアクセスのことも我々の責任だと思いますので、市役所の中には、固有名詞を出しますが、村田対策プロジェクトをつくりました。道路はどうしよう、JRはどうしよう、バスはどうしようということもつくりましたので、また皆さんのお知恵を拝借して進めていきたい、こんな思いをいたしますので、よろしく願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 田中榮太郎君。

20番（田中榮太郎君） 複々線化におきましては、やはり野洲市がリーダーになって強力な要望をお願いしておきます。また、篠原駅周辺のまちづくりにおきましても、東部といたしますとかなり範囲が広がっておりまして、それには今日まで僻地であった集落が日の目を見るような立派なまちづくりを真剣に取り組んでいただきたい。これも要望しておきます。

そして、市長をお願いしておきますけれども、今の周辺の整備の中で駅をつくると。また、先ほどの部長が申されました今の駅の場所によっては人の取り合いになって、それも考えていかなければならないというようなこともおっしゃいましたので、場所的な問題もあるかと思えます。今現在、野洲駅と篠原駅の日曜、祭日の運休は別にして、停車されておる本数を見ておりましたけれども、野洲は野洲から篠原を比較いたしますと、倍以上に停車率が低下していると、できない。もし祇王駅がCブロックにできた場合、同じ条件になるのです。そこで、私はこの当初計画しておりました家棟敷地周辺を、最初はお聞きしておりますと、ちょうど12両編成が来られる余裕のある中で祇王駅が設置されて、そ

こから今の下り線がスタートするようなことも聞いております。今、空き地があります。そういった中で、この円の周辺といいますと、円で求めるとなかなか今日まで私が拠点として今話をしています中では、円にかくと難しいけれども、まちづくりは細長い道路によってまちづくりができることもございますので、できたら12両編成のそれだけの余地を持った、そちらの方が財政面もかなり助かると思いますので、そういうような交渉の中で設置場所を、またそれなりのまちの骨格を、土地利用を含め周辺の整備基盤というような中で、設置場所を決めていただければ幸いかなと、そのような思いでもございます。かなりのお金を投資せねばならない。実現は先の長い話かと思えますけれども、やはり先ほども言いました長年の、それぞれの区の方々の要望を十分に組み入れていただきまして、市長としても移動して設置することも考えて、強くJRの方へ要望なり、我々が必要であればやらせていただいて、実現に向けていただきたいと思えます。その点は市長、設置推進に向けての考えをもう一度お聞かせ願えれば幸いかと思えます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 電車基地を主に、電車基地半分あいていますから、その土地利用、これは最もいい方法ですので、おっしゃるように財政投資もそうは要らんだろうし、12両編成がどうということまではちょっとわかりませんが、それも含んであの辺をどうしていくのかということ十分に検討していかなければいけないだろうと、そんな思いをいたしております。よく言われました。あの中へ駅をつくったらいいではないかと。そんなことをおっしゃったこともございましたし、それは今後土地利用の方法等を考えて決めていくべきだと、こう思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後3時21分 休憩）

（午後3時40分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第15号、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 大きく3点にわたって質問いたします。

第1点目、子育て支援について。

出生率が1.25と史上最低をさらに更新しました。人口減少の道を歩んでいます。ヨーロッパの先進国で出生率が下がり出したとき、どの国も大きく対策を講じました。育児休業期間の延長と休暇中も所得保障をすることや、保育料の低減や労働時間の短縮など、

母親だけでなく父親にも同じように適用させました。

日本では、保育料は高く、若い夫婦の所得は低く、日曜日に休める父親は5割を切り、子どもを育てる体制は非常に厳しい状況です。本来、もっと国が抜本的な対策を講じなければ、出生率を上げることは困難です。子どもは3人欲しいという願いがあるにも関わらず、その願いが実現できないことは、基本的には国の責任ですが、地方自治体で少しでも少子化に歯どめをかける対策を講じる必要があります。

保育料についてお尋ねいたします。

現在、2人目の保育料は半額、3人目の保育料は10分の1です。この3人目の保育料を無料にすれば、幾らぐらいの予算が必要でしょうか。3人目の保育料の無料化は、現在甲賀市で合併後実施されています。保育料が無料というインパクトは大きいと考えますが、見解を求めます。

2つ目、医療費の無料化についてお尋ねいたします。乳幼児の医療費無料化も地方自治体が先行して実施している中で、滋賀県でようやく就学前まで500円の一部負担をとりますが、10月から拡大を図ります。3月議会で、市長は医療費の無料化を入院に関して中学校卒業まで拡大することを検討していると発言されました。昨年12月議会で質問したとき、石川県の能美市のことを実例に挙げました。人口4万7,000人の市で、15歳までの医療費の無料化をされています。16年度決算で全体で1億2,674万円の助成です。市長が言われる入院だけで見ますと、小学校1年生から中学校3年生までで70人、363万円です。通院は4,666人、4,400万円です。多くの方から、入院だけでなく通院も無料にしてほしいということが言われています。中学校卒業まで無料化の拡大を来年1月から実施することを表明されましたが、通院を含めて無料化にすべきですが、見解を求めます。また、野洲市で実施するなら幾らの予算になるのか、お尋ねいたします。

2点目に、障害者自立支援についてお尋ねいたします。

6月4日に行われました知事選挙の公開討論会におきまして、辻よしのり候補が現職の知事に対して、障害者自立支援は自立破壊、作業所に通い月6、7千円しか給料がもらえないのに、2万円、3万円の利用料を払わなければならない、お隣の京都市では減免をしているのに滋賀県は冷たい政治だと発言をしました。これを受けて国松知事は、自立支援法は設計ミスだ、今担当者に検討の指示をしていると発言しました。

3月市議会で自立支援法について質問いたしましたが、市長は野洲市独自の軽減は考え

ていないと発言されましたが、この4月から実施され、作業所で受け取るお金よりも多くを利用料として払わなければならない状況ですし、作業所では食事が全額自己負担になったことや、利用料が1割負担になったことにより補助金は削減され、職員の給料を引き下げないとやっていけないと言われていています。入所施設においても、食費、居住費が全額自己負担になり、また利用料の1割負担により補助金は削減され、経営が大変になっています。これまで障害者の社会参加を進め、閉じこもりにならないように一つ一つ運動により積み上げてきたことが、一気にスタートラインにまで引き下げられました。県がどのような検討をしているのかわかりませんが、収入以上の負担を求めることは間違っています。応益負担でなく応能負担にすべきです。野洲市として自立支援法の欠陥をどのように補われるのか、見解を求めます。

3点目、地下水保全について質問いたします。

野洲市は、1989年11月に四塩化炭素が市三宅の浅井戸から検出されたのが始まりです。35地点で検査が行われ、新幹線の下から市三宅までの5地点で基準値以上が検出されました。

守山市でも四塩化炭素が検出されており、汚染源の特定をし、抜本的な対策をその当時求めましたが、地下水汚染は県が管轄であり、県と協議し進めるという状況のまま、飲料水の場合は煮沸をするようにと指導し、放置していました。

次に問題になったのが2001年12月、守山市上水道水源地の150メートルの深井戸から四塩化炭素が検出されたことが報道されました。野洲市上水道でも60メートルの深井戸、三上3号井戸からも四塩化炭素が検出されていました。しかも、1996年から基準値の5.8倍、2001年には基準値の2.2倍の四塩化炭素が検出されていたにも関わらず、住民に知らせずばっ気装置により飲料水の基準値以下にして給水していました。

2002年4月5日の衆議院環境特別委員会で、藤木洋子衆議院議員が、汚染源の特定に関する質問をしました。四塩化炭素を使用している企業はどこかとの問いに対して、38事業所に立ち入り調査をし、過去の使用状況を調査したところ、三共製薬とアイ・ビー・エム内のアイテスで分析等の使用をしていたと答弁しています。

四塩化炭素の基準の0.002ミリグラム/リットルというのは、プールに耳かき1杯ぐらいたということを知りました。試薬であろうと使っていたことは明らかであります。汚染源が特定されれば、土壌汚染防止法の対象になります。地下水は下に流れる場合だけではありません。くみ上げるところに引き寄せられるということもあり得ます。汚染源を

特定するために、本格的な調査が必要ではないでしょうか。今回、エンドリンが基準値の5倍の濃度で検出されましたが、地下水は一旦汚染されると広がるということは四塩化炭素で証明しています。地下水保全条例をつくるべきではないでしょうか。見解を求めます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、野並議員の第1点目の子育て支援についての2点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の3人目の保育料の無料化についての見解と予算額についてのご質問ですが、予算額は平成18年度では約9万円で、対象者は4人であります。また、無料化についての見解であります。少子化対策や子育て支援策の充実の観点から、先の少子化対策のご質問でお答えをしましたとおり、少子化対策会議の中で議論をしております。

次に、2点目の中学校卒業までの入院医療費無料化にあわせて、通院医療費の無料化についての見解と、実施の場合の予算額についてのご質問にお答えをいたします。

今回、子育て支援の一環として、小学校1年生から中学校卒業までの入院医療費につきましては、来年1月より実施する考えを市長が提案説明時に申し上げましたが、中学校卒業までの通院医療費につきましては、本市の財政状況などから、現在のところ取り組む考えはありませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、実施の場合の必要経費についてですが、人口規模がほぼ同様な市を参考に試算しますと、入院については約400万円、通院については約4,700万円程度の額となります。

次に、2点目の障害者自立支援法における利用者負担の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

4月より施行されました障害者自立支援法のポイントの一つとして、制度を維持するために各種のサービスの財源はサービスを利用される人も定率負担し、国、地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルールとしています。したがって、障害のある人が利用するサービス量に応じて、原則1割の定率負担となっています。しかし、さらに所得に応じて月額負担の上限額を設定したり、社会福祉法人減免等、利用者の収入に応じた軽減策を設けております。応益負担は将来的にもこの制度を維持することができ、障害のある人が地域で自立した生活を送るためにも必要な負担の仕組みであると考えております。

しかし、この制度は障害種別の縦割りなサービスを取り除き、必要とする人々に適切なサービスが利用できる制度としてスタートしましたが、利用者負担制度は4月からの開始

で、各種福祉サービスの給付は10月の開始ということで、開始時期が異なった点や制度開始にあたり国において各種サービスの報酬単価の提示が遅れたことなどにより、サービス事業者や利用者に不安が生じていると考えています。したがって、本市としましては、今月障害者福祉計画策定のために障害者へのアンケート調査を実施いたしますので、この調査結果や障害者関係団体のご意見、10月からの新体系によるサービスの利用状況等を踏まえ、利用者に対しどのような支援が必要であるかを調査、研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 続きまして、地下水保全についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、平成元年に市三宅の井戸水から飲用基準を超える四塩化炭素の地下水汚染が検出されました。平成2年度から今日に至るまで、県の地下水モニタリング調査として、七間場から市三宅周辺の地下水調査を継続して行っています。調査によれば、民間工場の100メートルを超える深い井戸の一部では、平成9年度ごろから環境基準値を超える数値が検出されてきております。しかしながら、全体としましては、平成9年度以降、環境基準値を超過する測定箇所は減少傾向にあります。平成17年度のモニタリング調査では、地下水の一般的な利用の形であります民家の浅井戸では、調査をしております20カ所すべてにおいて環境基準を超過する値は検出されていません。このことから、四塩化炭素の汚染範囲は徐々に地下深く広範囲に移動していることが推測されるものの、現状では汚染源の特定が困難な状況であります。

このため、今後も継続的なモニタリング調査を行いまして、四塩化炭素による地下水汚染の動向を常に監視することにより、汚染状況の変化があった場合には必要な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

また、地下水保全条例をつくるべきではないかとのご提案をいただきました。良好な環境を保全するため、当市では野洲市の生活環境を守り育てる条例を制定しておりますが、近年における社会状況等の変化に対応するため、現在市としての関与を強化する方向で条例の改正作業を行っております。当該条例の改正内容のその中で、ご指摘の地下水の保全についても規定することを検討しております。

例えば、四塩化炭素などの有害物質などを対象とした地下水の保全及び汚染防止を目的として、有害物質の使用者には地下水の保全、汚染防止義務を課すと共に、地下水の汚染

原因者に対し、汚染の浄化、また汚染の再発を未然に防止する命令を出すことができるよう、検討を進めてまいります。

以上で、お答えとさせていただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） まず子育て支援ですが、3人目の保育料の無料化は少子化対策の中で議論ということをおっしゃっています。わずかな費用という状況ですが、保育園の保育料、本当に高いのです。認識されているのでしょうか。所得税が6万4,000円から16万円という世帯、大体夫婦共働きで正社員だったらこのぐらいの所得税になると思います。こういう方々のゼロ歳、3歳、5歳の子どもさんを保育園に預けた場合、5万3,880円になります。ゼロ歳児は全額、3歳で半額、5歳児が10分の1ということで、この1年で5歳児が小学校に上がります。そうしたら、保育園に2人残ります。それでがたっと減るかという余り減らないのです。なぜかという、5歳児が10分の1というような保育料になっていますから、1歳と4歳になった子どもの保育料は4万9,250円、4,640円しか減りません。小学校1年生に上がれば、当然学童保育に通わされると思いますから、学童保育の保育料の方が高くなって、結局小学校に行ったら保育料よりかさらにふえるというのが、今の野洲の保育料の体制の現状なのです。保育料の段階がD3階層、D3、D4、D5、D6とこの階層が保育料の算定が違うのです。それまでの階層は年齢の高い2人入園の場合、第2子目を半額、それがD3階層以上になると第1子を半額ということで、第1子ということ保育料が安くなるのですよね、上になりますから。それが半額なのです。3人目の部分もその全く逆になります。D2以下の方は、年齢の高い児童より全額、半額、10分の1という形になっていますから、3歳未満児は10分の1になります。しかし、D3階層以上の部分はその逆ですから、年齢の低い児童より全額、半額、10分の1、保育料の安い子が10分の1というような状況で、D2以下とD3の階層で、保育料の算定の仕方が逆転しています。

ですから、3人目の子どもを生んで頑張って10分の1の保育料になったといっても、1年、2年、3年ぐらいで2人保育園になってしまう。そうすると、保育料が高くなってしまふのですよね。こういうような現状で、本当に3人目の10分の1というような保育料の算定の仕方です。子育て支援ということにはならないと思います。保育料のあり方も検討が必要ですし、子どもが2人しか保育園に残らないとしても、3人子どもを育てているのですから、ここら辺の保育料の考え方も必要なのではないでしょうか。小学校に上がった

からといって、保育料は安くないということを聞きましたので、ちょっと計算してみましたら、やっぱりそういう現実、学童保育の保育料を入れれば高くなるというのが現実になっていますので、やはり少子化の中で3人は欲しいということで産み育てられている家庭を応援するために、こういった保育料の考え方も必要ではないでしょうか。この点の答弁を求めます。

通院の問題に関しまして、実施をしないということですが、ちょっと観点を变えてお尋ねをしたいと思います。

統計表が先日配付されました。その中で見てみますと、平成17年で出生数と死亡数の自然増減で170人ふえているのです。要は生まれてくる子どもの方が多いということですね。それともう一つは社会動態として見てみますと、転入が2,240、転出が2,305ということで、65減っているのです。生まれてくる子どもが多いにも関わらず、そういう動態的には減っている。転出が多いということですね。総務課の方で分析をされているのでしょうか。住民課でしょうか。転出をされておられるという中身、どういう方が、どういう年齢層といいましょうか、仕事上なのか、単身で来られて単身で戻られるという層なののでしょうか。転出の2,305というのがどういう実態になっているのか、分析をされているのでしょうか。分析がやはり必要だと思うのです。もし世帯を持った方で転出されているというのであれば、野洲市では子育て支援頑張っているよということにすれば、引っ越しをせずに野洲市に住もうということになると思うのです。

もう一つ出ているのが、就業の流入と流出というところですね。流入で入ってきている部分の一番多いのが京都府、1,575人、2番目が近く、草津、3番目、守山、4番目が大津、近隣ですね。そういう形でお仕事に野洲の中に来ておられるというところと、野洲から出ていっておられる、その一番目がやはり近く、守山、2番、近江八幡、3番目が草津という形で、京都にも8番目ということで出ていっておられます。私も京都から野洲に引っ越してきたわけですが、そういう意味では、住み続けようという意味において、野洲の保育所の体制が京都と変わらなかったのです。それよりももっときめ細かな保育所、保育の体制がありました。そういうのを野洲に住む決め手にしたのです。甲西と野洲と比べたときに、甲西ではゼロ歳児の保育は公立でされていなかったのです。野洲では6カ月からの保育がされていたという一つの部分がありました。だから、甲西は3歳未満の公立の保育所がなかったというのが、私は甲西を選ばなかった一つのポイントにしたのです。

だから、やはり住み続けようと思ったときに、やはりそのまちはどれだけ住みやすい

か、どれだけ子育てしやすいかというのが大きなウエートを占めるのではないかと思います。そういう意味におきまして、検討しないというのではなくて、やはり野洲が子育てしやすいよ、住み続けられるまちよという、そうしたら2世帯、3世帯の子どもたちがどこか野洲に住もうではないかということにもなりますので、そういう意味で通院、中学校3年生までしていくと、そういうまちづくりの観点からも必要というふうに思いますが、人口の転出分析をどうされているのか、お尋ねします。

障害者の自立支援ですが、今後アンケートをしてどのようなものが必要か調査、研究するというもおっしゃいました。先日、新聞で今現在27歳の中途障害の娘と無理心中を図った54歳のお母さん、死に切れなくてそのお母さんに懲役7年という刑が下ったというのが載っておりました。その裁判のときに出されたのがお母さんのメモで、自立支援によってこれまで無料だったのが、1カ月3万円の負担になる。とてもじゃないけれども、遺族年金と障害年金だけで暮らしている中で、生活していくだけの展望が持てないということで、そういうことをされたというのが一つニュースとして記事でありましたし、滋賀県内でも178の障害者の作業所、そういった施設の中で通所や食事を減らすという人が77人起こっていますし、退所や利用の中止というのが47人、今後利用を減らすという人が153人、こういう実態として4月に実施されてからこれまでのきょうされんが5月下旬から6月上旬にかけて調査をされた中で実際出てきております。

ですから、やはり本当に障害を持っている人がまちに健常者と同様に出ていくことができるようにならなければ、本当に悲惨な事態になりかねないということもありますので、どのようなものが必要か調査、研究するということですが、どういう方向をしようとされているのか。一番最初におっしゃった制度を維持するためルールが必要だと。そういう上限が決められているし、減免もあるというふうなことをおっしゃると、いったい何をどう検討されるのか。3月議会で言いましたように、京都市や横浜とか荒川区とか、それぞれの地域で減額、免除制度をつくったりとか、上限を定めたりとか、10%の利用料を3%にしたりとか、さまざまなことをされているのですけれども、どういうことを検討しようとお思いなのか、お尋ねをいたします。

地下水保全条例につきまして、今、四塩化炭素につきましては今後の動向を注視して、何か起こったら何かをすることですね。2002年12月議会で、私はこの四塩化炭素の問題で、高槻市で土壌調査を行っている、それによって土壌ガス調査、これがどこどこにどんなものがあるかというのがすごく判明するというので、高槻市に行きま

して調査をした結果を9月議会で発言し、12月議会の答弁では大いに参考になりましたと、15年度から着手しますという答弁を私はいただいているのです。これがその後どうなったのでしょうか。合併の中で消えてしまったのでしょうか。着手するとそのときにおっしゃったのです。私は汚染源の特定がやっぱり必要だと思うのです。数値が下がっているといても、引き寄せられているだけであって、新幹線の上の企業で出てきていますね。基準値以上。で、守山の立入水源地でも基準値以上の濃度が出ていますね。ですから、下がっているというのは、野洲がそれだけくみ上げていないから下がっているだけで、他のところに吸いよせられていってということですから、汚染源はそのまままだそこに存在しているというのが私は現状ではないかと思うのです。

そういう意味において、汚染源の特定をせずに、ただその動向を見ているだけでは、これは対策ということには私はならないと思います。土壤の汚染の防止法もできておりますので、これに基づいてきちっと原因者負担ということも明らかになっていますから、この点では、きちっと汚染源を特定するというのが地方自治体の責任であるかと私は思います。その点をどういうふうにご考慮されるのか。

それともう一つ、2003年7月の環境審議会で、今言われた野洲町の生活環境を守り育てる条例の改正案、このときに地下水源及び地下水質の保全で土壤の汚染の防止で罰則規定も盛り込まれているような案がそのとき出されたのです。2003年7月に出されていて、今まだ検討ということをおっしゃっていますので、もう3年経ちますよね。3年経っても検討ということなのですが、途中で合併という問題があったにせよ、お役所仕事だなというのを思うのは、それはみんなと違うのでしょうか。3年も検討と、これといった守り育てる条例、有害物質の部分を出されるということですが、罰則規定もあの当時きちっと書いていたのですが、そういうようなのも網羅されているのでしょうか。いつといった日の目を見てこれが動き出すのでしょうか。その部分をもう少し具体的にお願いいたします。

それと、四塩化炭素の部分では、さっきも言いましたように、国会で藤木洋子衆議院議員が三共製薬とアイ・ビー・エムのアイテスで使っているというのを、国が答弁していますね。いったいどれだけのものをどうされていたのかというのを調査すべきだと思うのです。基準値の0.002ナノグラムというのは、プールに耳かき1杯ぐらいでそれだけになるというのを聞きましたから、試薬としてこんな瓶を持ってはったとしたら恐ろしい。その廃棄処分がどういうふうにしたのか。試薬といっても、私は非常に基準值的にす

ごい量だというふうに思うのです。そこがいったいどういうふう、これはもう使用禁止になっていますから、その当時どういうふうな処分がされたのかというのをきちっとつかんでおられるのかどうか。つかんでおられないのだったら、まだ三共製薬はつぶれていませんので、その当時の方々がおられると思いますので、きちっと調査を私はすべきだと思います。その点についてお尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、野並議員の再度のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の子育て支援の件でございますが、保育料のあり方の検討が必要でないかということでございます。保育料のことにつきましては、私どもの方の保育料は、国の基準の20%下げているということで、国の基準よりも全体的に低い保育料を設定しております。

ご質問のように、確かにD3からD6までが、対象者としては大体60%ぐらいの方がこの対象になるわけですけれども、私どもの方の保育料設定は、特に低所得者の方に配慮した保育料の設定をしているという状況でございます。今後、このあり方の検討が必要であるということのご意見でございますが、保育所、保育園運営の歳入、歳出のバランスを考えながら、この点につきましても検討してまいりたいというふうに思います。

それから、ご質問の転出の2,305人の分析、理由ですけれども、その点につきましては、現在のところデータの収集がございませんのでお答えができませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、3点目の障害者の自立支援に関してどのような方法で検討しているのかということでございますが、最終的にはこの調査結果を、どういうふうに負担感があるかというふうな調査内容にしているわけですけれども、先ほど申し上げましたように、アンケート調査結果あるいは10月からの開始で見ていきたいというふうに思っておりますが、特に私どもの方の負担上限額、低所得者1、低所得者2の負担上限額が非常に高いということで、上限額を設定した場合でも、これの利用の恩恵の対象にすると非常に低い状況でございますので、この点についてももう少し検討していきたいというふうに思っております。

それから、在宅の方で特に身体的な障害がありまして在宅でお一人で生活をされているという方で、月額が約100万近い利用がございますけれども、この場合でも負担軽減のしようがないような状況でございます。そういうふうな一事例ごとに少しずつ調査をしない

がら、この課題に向けて検討していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） それでは、地下水汚染の件につきましてお答えさせていただきます。

まず、モニタリングをしているということをご説明いたしました。それに対して、ガス調査等を含めて原因の汚染源の調査をもっと綿密にすべきではないかということのご意見をいただいたかと思えます。この点につきましては、これまでもいろいろとご回答させていただいてきたかと思うのですけれども、一つは技術的には確かにガス調査というのはございまして、例えばオイル缶から油が漏れたときに、どこで漏れているのかといったようなことを現在でも使って、例えば当市でも調査させていただいております。ただし、かなり分析等高度な技術が必要ということもございまして、地下の汚染源の位置を特定することということになりますと、かなり特殊で高度な技術ということになりまして、かなり費用が必要になります。例えば、厳密に調査をしようと思いますと、1メートルメッシュで調査をし、例えば、そこを単価1,000円と調査していきますと、単純にデータをとるだけで、今回井戸水調査をしている範囲がざっと20万平方メートルございまして、ガスを取るだけで2億円かかるというような形になります。また、それについて高度な分析、結果を分析して原因の特定ということになりますと、それにプラスにして分析代とか技術料というのがかかるという状態でございます。ですので、ガスで原因を調査というのは、費用面でかなり難点があるということがまず一つあります。

それから、実際に地下水を吸っているところに移動しているだけじゃないかという話もございましたが、先ほどの答弁でご説明いたしましたとおり、浅い井戸からは今は検出されていない状況になっています。一つにはこの四塩化炭素というのがかなり比重が重いということで、下へ下へ移動する性質があるということがあるかと、これは想定ですけれどもしてありまして、深井戸ではまだ検出されておりますが、浅い井戸では今検出されていない状況になっているという状況でございます。この中で、本当に大金をかけて調査していくのかという判断があるかと思えます。

もう一つ、現在まで調査に取り組んでいない一つの考え方としましては、先ほど1メートルメッシュで2億円という数字を挙げましたが、当然その対象となる範囲には多くの民地、工場だけではなくて民家も入りますし、面としてとらえた場合には膨大な方々のご協

力を得るといふ必要がございます。また、そういった方々にいろいろな方針を示して調査していくといふことがございます。その中で、例えばご指摘のとおり水質汚濁防止法に關しましては県の方が所管でございますので、県との調整とか連携といふのも必要になってまいります。そういったことを考えますと、現在の時点では井戸水の調査を引き続きモニタリングするといふことが非常に合理的なのではないかといふふうに私どもで判断しておりまして、引き続きさせていただいている。

それから、原因究明の調査につきましては、先ほど申し上げたように費用面、それからいろんな各方面との調整といふのがございまして、これについては当然引き続き検討させていただきたいといふふうに考えております。ただ、非常に困難な問題であるといふことはご承知いただきたいと考えております。

それから、具体的な企業名として三共とアイテスの名前を挙げられまして、本当にそこで試薬とかどういふふうに使っていたのかといふことを把握しているのかといふふうなご指摘がございました。これにつきましても、県と旧野洲町共同で過去3回それぞれの会社の工場に立ち入り検査をしております。その際には、例えば使用量、使用した量の中からどれだけ回収されているのかといふ量も把握されていると聞いております。また、当然地下水汚染の調査もしております。その結果として、いずれの調査においても各工場において四塩化炭素の汚染源となる原因は確認していないといふふうに聞いておるところでございます。

それから、条例の件でございますけれども、当然条例の制定につきましては、憲法をはじめとするさまざまな法律、政令等に我々も従わないといけないということもございます。また、先ほど条例を考えているといふお話をしましたが、当然これは私ども行政サイドから提言したいといふことで考えているものでございまして、釈迦に説法でございますが、財産処分をはじめ、予算関係等々議会の権限でございますし、条例についても当然どういふ条例でやっていくのかといふのは議会の責任でもあります。以前にその条例の案といふことで提案させていただいたことがあるといふご指摘ですけれども、具体的には2003年7月に罰則規定等も含んだ条例といふことで、具体的に県と調整をいたしております。その際には、県の権限の領域と重なっている部分があるといふことで、県との調整の結果削除という形になっております。

現在、どういふ作業をやっているかといひますと、市のできる範囲でどういふことが条例に盛り込めるかといふのを精査しておるところでございます。具体的には、例えば先ほ

どご指摘のあった試薬とかをどういうふうに使っているのかという話につきまして、定期的に測定、記録をしてする。物質の収支を記録、保存する。それから、有害物質の調査等を社内で行われた場合、そういった記録を当然保存する。基準を超過していたときには市長に報告していただくといったような、ごく基礎的なことをきちんとやっていただくと。例えば、それで汚染が明らかになった場合には原因の究明、汚染範囲の確定を行う。それから、汚染の拡大防止、汚染の予防の措置、市としましてはそういったものについて改善を命令していくといったようなこと、細かくは従業員に対する教育といったようなことも含めてまいりたいと思っています。

また、市の方としては、特定事業所の敷地に立ち入って調査させてもらえないか、また報告を求めるといったことができないかということも、今検討しているところでございます。検討、検討といって役所仕事でもう3年も経っているじゃないかというお話もありましたが、実際にもう既に条例を書いて、文案としてつくっております。この文案をもって各方面と協議にも入ってございますので、近いうちにお示しできるかと思えます。今申しましたのを聞いて、少し察しが付くかと思えますが、かなり膨大な100条を超える分量のものになってきておりますので、またいずれこちらの議会の方におきましても、ぜひご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上をもちまして、回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 子育て支援の部分は、ぜひ転出の部分のデータ分析をしていただいて、報告を求めたいと思えます。

障害者自立支援の問題は、個々の問題というふうな問題ではなくて、本当に今まで無料だった人、障害年金だけで暮らしていたという方々にとっては、本当に家族も含めて出費をしなくてはならないような状況の方にとっては、もう針のむしろというのが今現状になっておられます。利用者の収入から負担額を差し引くと500円しか残らず、障害者が自立できない、家族から利用を控えるように言われ、家でいらいらをぶつける通所者がいるというのが今、きょうされんの報告の中でも上がっている内容です。これが実態としてありますので、そういったものも含めてぜひ検討をしていただきたいと思えます。

それと、地下水保全条例の問題では、私はこの2003年7月の環境審議会のときに審議委員だったのです。すぐ近くに県の方が来ておられまして、この条例はどうのこうのと言って県の今おっしゃったことを言われました。それからこの条例がストップしたのです

よ。その当初案としてつくられた職員の方々は、本当に野洲の環境をどう守り育てるかということを中心に、本当に一生懸命つくられて、でき上がったものを見て、いや、本当に今まで審議会で審議していた内容がかなり網羅されたなと私は思ったのです。しかし、そういう中で県がやる分があるとか、プラスチックのポイ捨ての部分もその中に入れるとか、いや、それは県の中にあるから要らないとか、県の中にあるから要らないとかじゃなくて、その当時野洲町ですよ、野洲町として必要なものを出していったらいいのではないかと大分言ったのです。それが、県がいちゃもん付けました。今の滋賀県の環境政策は、栗東のRDでおわかりのように、千本のドラム缶が埋められているとっているのに、100本ぐらいでもうそこでお茶を濁して蓋閉めようとしていますでしょう。それが滋賀県の環境政策の実態なのです。そういう意味において、やはり野洲市としてきちっと市民の環境を守り育てるものとしてどうあるべきかというのを基本的に、条例を私は検討していただきたい。そんな骨抜きになったような、四塩化炭素も出てきたらそのときにまた考えたらいいのではないかみたいな、そんな形しかできないようでは困ります。土壤汚染防止法では、原因者負担ということになっていますよね。ですから、原因が特定できればその企業にお金を出させるのですから、そういう意味では幾らお金が要るとかいうふうな形でちゅうちょするのではなくて、やはりきちっと、元を断たなければ100年経ってもこの問題は野洲市は引きずっていかなければならない部分ですよ。今の我々の時代でつくった問題ですから、この点でどういうふうに考えておられるのか、もう一度お尋ねをいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） えらいお元気を出してやっていただいていますので。

まず、障害者の自立支援法の問題ですけれども、これは知事さんがおっしゃっていますように、全くの設計ミスです。財源がないのです。だから、我々はここ二、三年前から介護保険のような、あるいは介護保険の中へ入れるか何かして財源を求めてくれということをお我々はPRしたのです。その財源の措置をしないままに法律だけ先につくってしまった。支援の方法を後出しにしてね。だから、これは設計ミスという言葉は適当だと思うのです。だから、これは何としても、それに見合う財源を考えないといけないと、こういうふうに私は思います。これは強く国に対して要望していかなければならない、こういうふうに思います。

それと四塩化の問題とエンドリンと何か一緒にしてはるように聞こえますので、ちょっと言います。その当時、環境審議会の委員をしていた野並さんはよくご存知だと思うので

すよ。原因者を追及するということは不可能でしょう、これは。わかりますか。野並さんは知っておられるのですか、どこに原因があるということ。ずっと調査していったではないですか。あるところまで行ったらなくなったではないですか。だから、おおよそこの辺でしょうと。個人の財産にも影響するからということになって、今部長が説明したように比重が非常に重いと。地下水が下がっていくであろうと。だから、我々の3号井戸はもう水はとめたではないですか。一部意見では、下にたまった四塩化の元を吸い上げよと、3号井戸は水を揚げよと、こういう意見があったのですよ。揚げた水をどこへ流すのですか。川に流れて琵琶湖に流れるのですよ。汚染が拡大されるのですよ。だから、そのまま置いておこうではないかと。よそのこと言わんでもいいけど守山は揚げはった。だから、それがまた寄ってきたのですね。だから、そういうような自然の中での自己処理をしてもらおうではないかということで、県もやったではないですか。ここで滋賀県の悪口を言われて、私が容認したということになりますと後々問題になりますから、反発します。滋賀県もやってくれました。新幹線あそこまでやってきました。今言いますように非常に高い経費がかかるのです。ある企業のぐるり皆やりましよううちの担当は言ってくれました。できるものならやろうかと私も言いました。しかし、莫大な金がかかります。それは野洲町の力ではできない、県にお願いするより仕方がない。折りしもそのときにうちの環境を守り育てる条例の検討をしていたのですね。そこへ四塩化の問題が出てきたと、地下水については力を入れてやらなければいけないと。項目を調査しようということを入れたのです。入れたときと大きな金がかかるというときとマッチングしまして、こんなもの町村の仕事ではないぞと、県、国の仕事だということで、条例もおっしゃるとおり県は町村でそこまでできないと、それを決めたら大変なことになりますよということで、若干後退した部分もあるのです。誰が悪いではないです。法律の範囲でのことなのです。

だから、野並さんご存知か知らないけど、ここに原因があるのだという場所があったら、お金かけてでも掘りますよ。そうでしょう。それを取ったらいいのですから。わからないでしょう。だから、それは自然に地下水段々下がるから、もうくまないでおこうと言ってうちの3号井戸とめました。これは賢明な措置でしたよ。だから、そういうことですから、今度つくる条例の中には、地下水に対してのことは入れております。三共のエンドリンは、おっしゃるように企業で責任を持ってやるとおっしゃっていますよ。土壌改良をね。幸いに地下水が汚れていなかった。だからやるとおっしゃっていますから、これはやはり追及していかないといけない、こういうふうに考えておりますので、部長も4月から来て

くれてここまで答えるというのは大変なことですよ。だから、私がかわりに答えておきます。

以上です。

議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後 4 時 3 4 分 休憩）

（午後 4 時 3 4 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明 2 0 日は午前 9 時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後 4 時 3 5 分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年6月19日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 中田幸子

署名議員 小島進